産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関するタスクフォース報告書

平成 27 年 11 月

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

タスクフォース報告書資料編目次

○資料1. 平成26年8月7日の法制度対策委員会議事録からの抜粋 ・・・ 1頁

- ○資料2. タスクフォース会合等の開催状況 … 3頁
- ○資料3. 将来像の検討に関する資料 … 4頁
- ○資料4. 部会長からのヒアリングで得られた重要事項 … 5頁
- ○資料5. 有識者へのヒアリング結果の概要 … 6頁
- 〇資料6. 産業廃棄物処理業界の今後の方向性に関するアンケート結果の概要 … 10 頁
- ○資料7. 建設業法及び運送業法の許可と許可取得に必要な資格 … 33 頁
- ○資料8.物流経営士資格認定制度 ··· 45頁
- ○資料9.物流技術管理士資格認定制度 … 48頁

平成26年8月7日の法制度対策委員会議事録からの抜粋

(2)産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討及びタスクフォースの設置について 議長の指名により、森谷専務理事が資料2-1(略)及び資料2-2(略)に基づき、産 業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討を継続的かつ具体的に進めるため、産廃処理 業者、有識者等で構成する作業組織(タスクフォース)を法制度対策委員会の承認のもと 近く設置する旨提案した。タスクフォースの設置は、①当連合会の委員会、部会、都道府 県協会、外部の有識者等の関係者及び関係団体等の様々な意見・提案を聴取すること、② 聴取結果を複数の視点から整理して本年度中に提言書として取りまとめ、その提言書を理 事会及び法制度対策委員会に提出すること、の2項目を主な目的とした。また、タスクフ ォースの事務については株式会社環境文明研究所(別添「株式会社環境文明研究所」参照) に委託すること等を説明した。以上の提案については異議なく了承された。

本議題に関して委員から出された主な意見は次のとおり。

- ・業法は実現すれば素晴らしいが、事業を多角化しようとする大手が参入しやすい 状況を生むことにつながる可能性も否定できない。産廃処理業の専業者が生き残 ることができるような配慮が必要である。
- ・廃棄物処理法の実態は、産業廃棄物処理業者を管理するための法律である。排出 事業者責任をもっと徹底するような仕組みにすべきだ。
- ・業法の制定は、結果的にかなり厳しい規制が業界に求められることもあり得る。
- ・タスクフォースのメンバーに業者をもう一名加えてはどうか。(この増員の 提案については、タスクフォースが法制度対策委員会の作業部隊との位置付けであることから当面は現状のメンバーとし、今後タスクフォースの意向を聞きながら必要に応じて増員を検討することとした。)
- ・本業界がサービス業というのは納得できない。業の中身は、リサイクル業であったり、小売業であったり、製造業としての側面もある。この業の実態を反映して欲しい。
- ・本業界が、環境産業としての位置付けを確立するための検討が必要である。
- ・業に対するハードルが高くなることを覚悟しなければならない。ハードルを高く すべしという提案がタスクフォースから出されたとしても、その提案を法制度対 策委員会として後押しするべきである。
- ・収集運搬業許可の合理化によって、大手が参入しやすくなるのではとの懸念があった。我々業界はより高い信頼を得て、社会的な地位の向上を図ることが必要だ。
- ・収集運搬だけでは成り立たなくなりつつある。中間処理を手がけなければ、生き

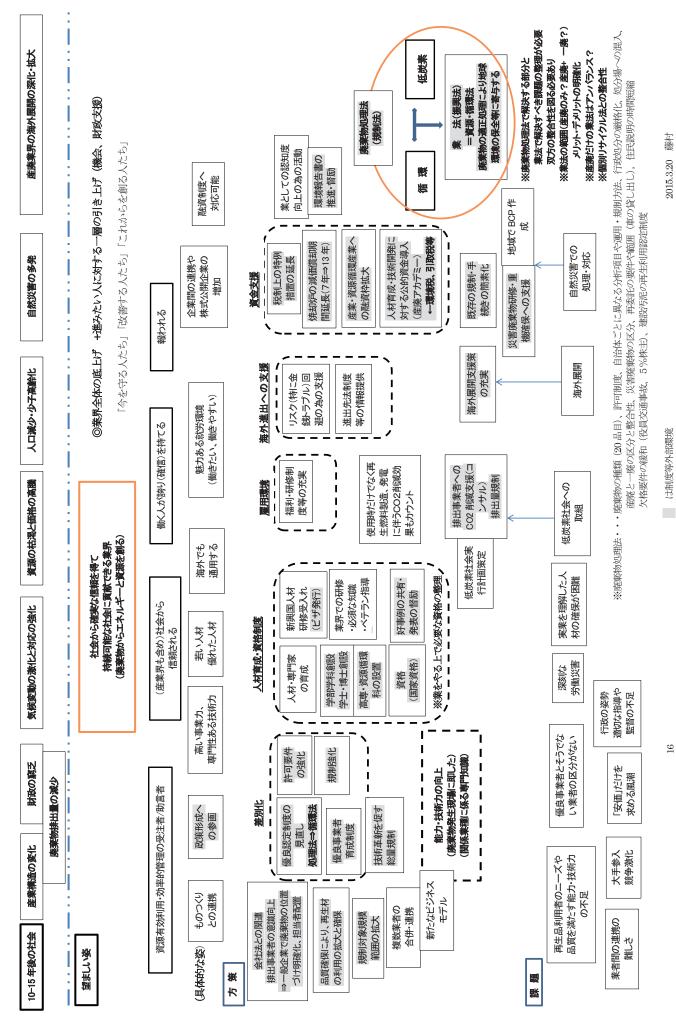
残りが厳しくなるだろう。協会会員が減少していることも課題だ。

- 都市と地方では状況が異なるので、業に対するハードルをただ高くすればよいというのではなく適切な高さに設定することが重要である。
- ・最終処分業は業態としてまとまりやすいが、中間処理は多様であるためひとまと まりになりにくい。まずは、各部会、各地域等で問題の洗い出しを行う必要があ る。

<u>タスクフォース会合等の開催状況</u>

タスクフォース会合	日時	時間	場所
第1回	2014.8.7	18:00-20:30	連合会会議室
第2回	9.17	11]]
第3回	10.21	11]]
第4回	11.17]]]]
第5回	12.15	13:00-17:00]]
第6回	2015.1.19	11]]
第7回	2.16	18:00-20:30]]
第8回	3.17	11]]
第9回	4.13	11]]
第 10 回	5.30	13:30-18:00	<i>ル</i> (ワークショップ [°]
			形式)
第 11 回	6.19	18:00-20:30	連合会会議室
第 12 回	7.22	18:00-20:30	11

ヒアリング	日時	時間	場所
高橋俊美・前収集運搬部会長、	2014.10.15	10:00-12:00	連合会会議室
佐久間清敏・収集運搬部会長、			
永川仁秀・中間処理部会長			
古敷谷裕二・医療廃棄物部会長	10.17	11:00-12:30]]
浜野廣美・建設廃棄物部会長	10.21	11]]
福田弘之・前医療廃棄物部会長	11.17	15:00-16:00	連合会会議室・会合
			前実施
三本守・前建設廃棄物部会長	11	16:30-17:30]]
細田衛士・慶応大学教授	2015.1.27	13:00-14:00	慶応大学内会議室
出野政雄・(公社) 全国解体工	1.19	17:00-18:00	連合会会議室・会合
事業団体連合会専務理事			前実施
北村喜宣・上智大学教授	1.30	16:30-17:30	上智大学内会議室
佐藤泉・弁護士	2.16	17:00-18:00	連合会会議室・会合
			前実施
阿部鋼・弁護士	3.17	16:30-18:00]]



資料 3

7名の部会長(5名現職・2名前職)からのヒアリングで得られた重要事項

多くの方が業界の将来に対して危機感を持っていることが分かったが、それを踏まえて、 将来に向けては、「廃棄物処理・資源有効利用分野は我が国の成長産業として期待されてい る」、「産業廃棄物処理業から製造業(動脈産業としての確立、再資源化品のマーケット創 出)への転換が期待される」、「技術が進み、技術革新が求められる。しかし装置では大手 に適わないため、人材・専門的知識を高め、今までとは異なるビジネスモデルでしか生き 残れない。パートナーを組むこともあり得る」などの方向性を示す意見とともに、それに向け て、「外から見て信頼される業界として、社会にも安心を与え、業界全体のコンプライアン スを確立することが必須。そのために、人材育成・確保、技術向上、経営の多様化・高度 化などが必要」などの意見も見られた。

また現行制度の改正に対する意見も多く出されたが、それとあわせて、「人材の育成・確 保、技術力向上、経営の多様化・高度化を促すしくみが必要」、「リサイクル商品の標準化 や再生品の率先利用(環境配慮契約法)が担保されるしくみが必要」といった新たな制度 を求める意見も出された。

さらに、これからの業界発展のために、「資格は一生懸命働くモチベーションになる。資 格制度の確立が非常に重要」、「実業に合った能力を向上させるような育成が必要。そのた めに、公的支援があると、業界全体の底上げになる」といった意見や、「業界に求められる 技術の幅が広がり深くなっており、それに対応した技術を育成していくことが大切」など 人材育成や資格制度の必要性に対する意見も多く出された。そして、これらを通じて次世 代を育成していくことの重要性が確認された。

	細田教授	北村教授	佐藤弁護士	阿部弁護士
蒢	・ネットワーク	・排出事業者に対し、発生抑制や循環利用に関	・撤退する業者も増える	・ かなり 悲観的
₩	・零細は限界があり合併が必要	してコンサルができる業者を中心に再編成	・一廃(ストック廃棄物の増加)や災害廃棄物	・価格競争激化、事業停滞、人手不足等が恒常的
傸	・大資本が資金を出しある種のコ	されるべきで (総合的廃棄物等管理業)、古	は増加	課題であることから見て、業界は飽和状態
	ラボを組む	典的業者は管理業者の下で継続	→産廃と一廃、運搬と輸送の協業増加	→優良・不良業者を生み出す要因
			→市場拡大・技術革新は進むが、総量は減	
			少するため企業統合が進む	
			・最終処分場はできるだけ作らない方向(EU)	
			・環境変化に適合する企業のみ生き残る	
1111	・どんな付加価値をつけられるか	・排出事業者の事業活動がどう変われば循環の	・安全性の確保とコストの低下が最低限の要素	
顤	が重要	理念に資するかを考え、その為にどんなサポ	・ブランド力(コスト高でも信頼される努力)	
HU	・標準化、情報公開、技術力・透	ートができるか考えるべき(排出事業者に役		
Ł	明性のある会社を目指すべき	立つビジネスモデルの提案)		
N	・ビジネスモデルの確立	・持続的発展と循環利用を重視する意識の高い		
석비		排出事業者のニーズに応えるべく、処理業者		
業		が創意工夫して提案し双方が優良化するこ		
		と(そうなると処理法が共管となり環境省は		
		嫌がる)		
処	・処理法自体を変えたい。それが	・法律は総合的管理業が増えるよう改正すべ	・行政との関係改善に役立つ業法は困難	・グレー・ブラック業者がいる以上、処理法は重
理	できなければ実質的効果は期待	łU	←行政手続法改正で行政の透明性は求められ	要な機能を果たしており、正面から認めて存続
逬	できない	・排出事業者の責任が重要ポイント(排出事業	ている	する必要あり
	・議連でやるのなら協力	者責任を事業者が課すのは無理)	・一番の問題は廃棄物の定義が分かりにくい(個	・現行制度、具体的には優良認定制度をより充実
業		・排出事業者と一緒に考えられるような法制	人的には「利用する市場があるモノは廃棄物で	させていくことが大きな柱になる
逬		度(排出事業者にインセンティブが働く改正	ない」/有償に限らず。また定義はそれぞれの	・排出事業者により優良な産廃業者に依頼するよ

有識者として、細田衛士慶応大学教授、北村喜宣上智大学教授、佐藤泉弁護士、阿部鋼弁護士に対して、ヒアリングを行った。 有識者へのヒアリング結果の概要

項目ごとの主な意見を表にまとめると、以下の通りである。(文責:事務局)

•		が必要)	分野で市場確立の基準を出す)	うな縛りを加え、排出事業者にメリットが出る
祳		・循環基本法の「廃棄物等」の概念が個別法に	・排出者責任は適正価格でよい業者を選べばそれ	ような仕組みに変えていく
輿		活かされていないことが問題	でいいのでは(建設業は発注者責任なし)	・議員立法で振興策を作りながら、処理法の改正
法			・裁判の前に紛争処理機関があってもいい	を働きかけていく方向がいいのでは
				・振興法に盛り込むべき内容としては、海外展開
				のための人材育成・情報センターの開設
			・広域認定は要らない。誰でも申請でき、申請	・優良業者が生き残り、不良業者が淘汰されるシ
			時に処理業者と連携していればマニフェス	ステムと、優良業者が海外につながれるシステ
			トや委託契約は要らないとする	ムが振興法で重要
			・色んな受け口を作ることで社会のニーズに合	・業法は規制法。憲法上の営業の自由を一つの理
			った形になるのでは	念の下で制約できる
			・処理法の問題は業法では解決できないし、欠	・処理法は規制法。実質的に業法として機能して
			格要件を業法に移すのは違和感	いると思うが、厳密には業法ではないと思う
			・業法として処理法の一部切出はあり得るが、	・産廃処理業法を独立して作ると、一廃との間で
			それで地位向上するかは疑問	混乱が生じるのではないか
			・振興法、業法のイメージがわかない	 振興の観点からは処理法のくくりではなく振興
			・資格制度等に公的資金導入は不合理でない	法が必要。
				・振興法はいわば経済的自由をより活性化させよ
				うというもの
				・処理法 12 条 7 項排出事業者責任の強化に関心
				あり。非常に大きな意義がある
ĸ	・取消範囲は弱まったが、不安感	・14 条 3 の 2 は法政策的に誤り。暴力対応は	・緩和が必要	・現時点ではやむを得ず、最初の一回が合理的は
格	はあろう	警察案件。許可取消裁量をなくしての対応は	・5%株主に関しては、政省令の改正で所有と	別に、違反者にレッドカードを出すのは間違っ
廒	・5%株主については、ネックだが、	弊害が多い(無限連鎖を予測できず)	経営の分離は図れる(簡単な問題)	ていない
劺	守られている面もある	・義務的取消は改正すべき。無限連鎖はなくな		
び		ったが一石多鳥連鎖はある		
\mathcal{O}		・要件内容により指導、取消等多様な対応があ		
1		り、その方が合理的結果になる		

		-		
4		・議員提案で一部改正あり得るが、議員に借り		
		・欧止により国豕賠償のり能性も出てくる		
1	・分けること自体はいいが、業の		・安定的に処理されるならどちらでもいい	・より柔軟な一廃処理業の運営ができる体制が必
•	許可と施設許可を分けたことが		・垣根をなくし、商品廃棄物は産廃で	要(不用品回収、、高齢者ごみ、遺品整理)
漸	問題			→産廃業者がやる方が安心
毲				
巙		・一種(スーパー優良業者)、二種許可という許可	・ブランド力の付与や優遇を!!	・優良制度=適正な処理業者となり、そのインセ
良		の複層化が必要で現在は地ならし段階	・優良事業者同士の場合は事後報告、申請書類の	ンティブをもっと上げるべき
制		・現在の認定基準程度では自由な営業、再委託	軽減化、収集運搬に規模のメリット付与	
茰		は無理	・現状のままでメリットを増やす方が効果的	
		・1000 程度迄増えれば新評価基準作れる		
		・一種は収集運搬から最終処分まで一貫処理で		
		きる業者。安定型は一種業者でなければ持て		
8		ないとする(→展開検査の課題が解決する)		
		・一種は排出事業者へのコンサル能力がある		
		・一種業者への委託はマニフェスト不要、現地		
		確認不要などの特典を付与する。不正処理を		
		した場合は結果責任を負わせる		
資		・中小処理業者の底上げに公的資金導入に公共		・資格制度は業界にとって望ましい
格		性があるか疑問(産廃連は主張するだろう		・①弁護士のように資格がないと営業できない資
制		ýš)		格か?②産廃処理業として必要な技術があり、
剫				安全性担保の為に必要な資格か?によりアプ
				ローチが異なる
				・社会全体へのアピールか、排出事業者へのアピ
				ールか、次元が異なる
行		・持ち出し県の責任の明確化	・許可取得、施設更新の際の対応が困難	・12 条 7 項の運用、自治体判断の均一化が重
椡			(行政とのコミュニケーションが不透明)	要。狭い国土なので、ある程度全国的な平均値
]				

رلد			・許可と実態がかみ合っていない。Q&Aが統	で自治体の裁量自体に規制をかけていく必要
6			一されるべきだができていない(担当者の問	があるのでは
氍			題はなくどこにそう書かれているかが問題)	
係			・住民との信頼関係も課題	
産	・零細、大きく発展、潜在力ある	・業界を代表してモノ言う資格があるか?		
邂	企業など混在している中で、バラ	・余りに多様な業者を抱えており、思い切った		
壍	ンスが必要	政策提言ができるのか?		
$\overline{\}$	・高齢化も問題	・2010 年代に入って振興法とか育成など言っ		
業		ているのが信じられない。自己にもっと厳し		
黙		くならないと業界の将来はない		
じ		・覚悟を決めて業界全体の制度設計を議論する		
\mathcal{C}		ことが重要		
1		・若い経営者は危機感もあり、それに応えられ		
P		る法制度を作る		

産業廃棄物処理業界の今後の方向性に関するアンケート結果の概要

各都道県協会に所属する会員企業に対して、表記のアンケート調査を行った。発送数 6,157 に対して、総回答数 2,619 で、回収率 42.5%となった。

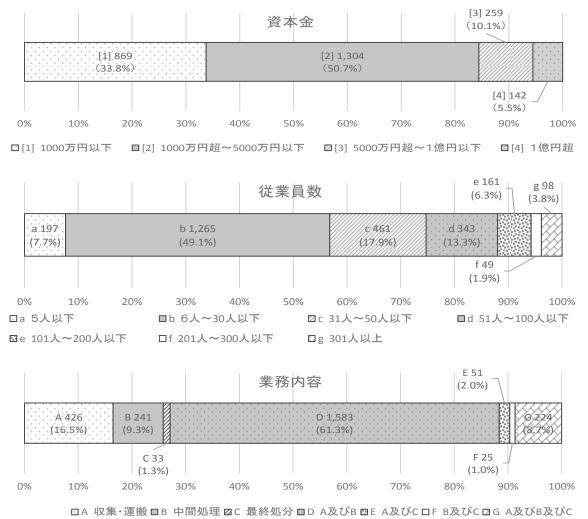
各間の結果概要は、次の通りである。(自由記述詳細については後掲)

問1.はじめに、貴社の概要についてお答えください。本社所在欄には都道府県名をご記 入ください。資本金・従業員数・業務内容については、適切なものに一つ〇をお付け 下さい。

資本金では、1000万円超~5000万円以下が50.7%と最も多く、次いで1000万円以下が 33.8%、5000万円超~1億円以下が10.1%、1億円超が5.5%であった。5000万円以下の企 業が約85%を占めている。

従業員数は、6~30人以下が49.1%と半数近くを占め、次いで31~50人以下が17.9%、51~100人以下が13.3%となり、約90%の企業が従業員100人以下である。

業務内容としては、収集・運搬と中間処理を兼ねた企業が 61.3%と圧倒的に多く、次い で収集・運搬のみが 16.5%、中間処理のみが 9.3%、収集・運搬、中間処理、最終処分を兼 ねた企業は 8.7%であった。

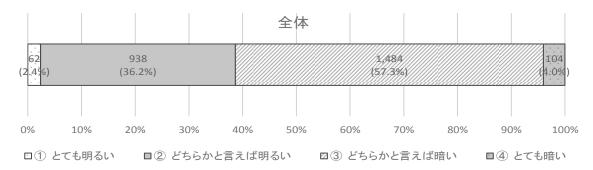


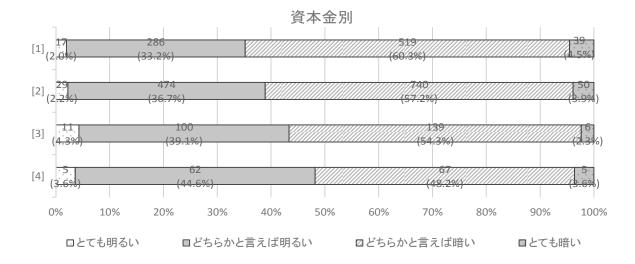
問2. あなたは産業廃棄物処理業の将来(およそ10年先)をどのように見ていますか。 適切なものに一つ〇をお付け下さい。

「どちらかと言えば暗い」との回答が 57.3%で最も多く、「とても暗い」を含めて約 61% が将来的に暗いイメージをもっていた。反面、「どちらかと言えば明るい」が 36.2%で、「と ても明るい」を含め 40%近くが明るいイメージを持っていることがわかった。ちなみに、 「とても暗い」は 4%、「とても明るい」は 2.4%でわずかであった。

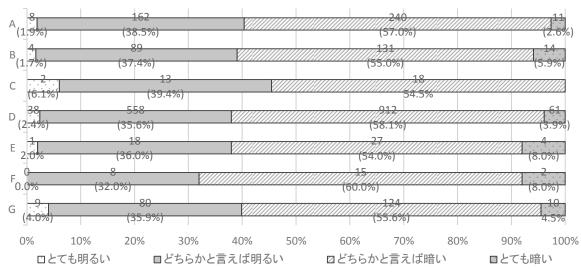
これを資本金別にみると、1000万円以下([1])では「とても」を含め暗いイメージ持 つ者が約65%あるのに対して、5000万円超~1億円以下([3])では、暗いイメージを持つ 者が約57%いるものの、「とても明るい」と回答した者が4.3%、1億円超([4])では、明 るいイメージと暗いイメージがほぼ同程度であり、資本金規模により、将来への見通しが 異なっていることがわかった。

また業務内容別では、全てで「どちらかと言えば暗い」が半数以上、次いで「どちらか と言えば明るい」が 1/3 以上であり、全体と同様の傾向だった。最も企業数の多いD収集・ 運搬+中間処理においても、「どちらかと言えば暗い」の回答率が若干多いものの、他と大 差ない結果であった。





業務内容別



問2-2.そう思われる要因は何ですか。最も大きな要因を①~⑤の中から<u>2つまで</u>選び、 Oをお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑥の空欄箇所に具体的にご記 入下さい。

①資源・循環分野で新たな仕事が拡大し、これまでの経験や技術が活かせる
②産業構造の変化やリサイクル増加になり、廃棄物量が減少する
③廃棄物量減少に伴う処理費用の競争が激化する
④他業界(特に大企業)からの新規参入が増加する
⑤技術力や経営力がこれまで以上に問われるようになる
⑥その他(具体的に):別紙参照(256 件)

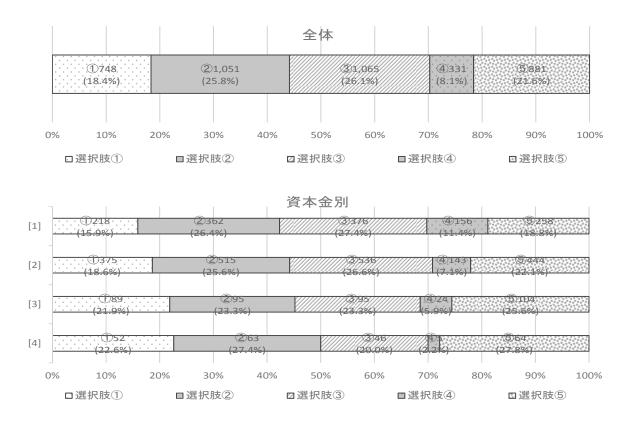
そう思う要因について、③処理費用の競争激化を要因に挙げた者が 26.1%、②廃棄物量 減少を挙げた者が 25.8%とほぼ同率であり、次いで⑤技術力・経営力が問われることを要 因とした者が 21.6%であった。一方明るい要因として、①新たな仕事の拡大を挙げた者も 18.4%いた。

これを資本金規模でみると、5000万円以下([1][2])では、③価格競争激化、②廃棄物 量減少、⑤技術力・経営力が問われることの順で挙げているが、5000万円~1億円以下([3]) では②と③が同比率、1億円以上([4])になると、⑤技術力・経営力が問われる、と、② 廃棄物量減少がほぼ同比率、次いで①新たな仕事の拡大を要因として挙げており、資本金 規模による要因の違いがみられた。

業務内容別では、要因として挙げた順位に大差は見られなかった。

また、その他回答の記述を問2の選択肢別にみると、「とても明るい」を選択した者は、 「時代の変化はめまぐるしくリサイクル技術や海外への技術展開の可能性が拡大するか ら」「人間が活動する以上必ずごみは出るから」「忌避される産業のため新規参入がしにく いから」「会社の質を上げることで排出事業者から選ばれる企業が強化される時代が来て いるから」などの理由を挙げていた。「どちらかと言えば明るい」を選択した者は、「資源、 循環分野に参入できれば廃棄物を原材料とした資源化物(製品)の製造加工を行うことと なり、一種の製造業的な役割を担うこととなる。よって、新たな事案の創出など、事業の 幅を拡大できる」「資源・循環分野での新たな事案が創出される」「産廃に対する企業の考 え方の変化により、再資源化は益々進んでいくと思われる。今よりもっと有用な資源とな る可能性がある」などの理由を挙げていた。

一方、「どちらかと言えば暗い」を選択した者は、「新規採用人員・運転者の確保など人 材不足」「公共事業の減少によるごみ量の減少」「人口減少等に伴うごみ量の減少」「価格 競争の激化」「施設更新の費用増加」「最終処分場不足・確保困難」「法令の行き詰まり」 などの理由を挙げていた。さらに、「暗い」を選択した者も、「地方での公共工事の減少に よる廃棄物量の減少」「産業界から小さな商店までも廃棄物を減らす方向に進むことによ るごみ量の減少」「価格競争」「施設更新の困難さと処分場不足」などの理由を挙げていた。 ⑥その他の記述の多くが、①~⑤の選択肢を補足説明するものだった。



業務内容別

A	1120		2181			3163		<u>63</u>	5130	000000
	(18.3%)	· .	(27.5%)			(24.8%)		(9.6%)	(19.8%))
_	173		297			3105			575	
Β.				<u>.</u>		///////////////////////////////////////				
_	(19.7%)		(26.2%			(28.4%		(5.4%)	(20.3%)	
	<u></u> 7			17			6 1		512	
<u>·</u>	(16.3%)		(39	.5%)		(14)	0%) (2.39	<u>()</u>	(27.9%)	<u> </u>
-	· /		<u>614</u>	,		3662		0216	(27.576)	
D			_		- KIIIIIIIIIIII	///////////////////////////////////////		0210	1+6/9/	
_	(18.4%)		(24.7%)			26.6%)	(8	3.7%)	(21.7%)	Letetetete
	113		224				21		514	
E [/17 10/}					<u> </u>				
_	(17.1%)		(31.6%			(27.	/	(5.3%		p)
E .			2	-4		VIIIIII	39		58	222222222
-	(16.2%)	_	(16.2	2%)		•	(24.3%)	(0.0%)	(21.6%)	0.0.0.0.0
-	164		293			389	(M)2	2 Í	502	
G .			0			711111111			wur	
	(17.8%)		(25.8%)		(.	24.7%)	(6.1)	70)	25.6%	
		0.00/	0.00/		= 0.07	600/				4.000/
0%	á 10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	6 90%	100%
								-		_
	□選択肢①		選択肢②		図選択肢☺		■選択肢	(4)	□選択肢	(5)

問3. 資源循環、低炭素化が求められる中で、より社会に役立ち信頼される産業廃棄物処 理業とはどのようなものだとお考えですか。お考えに近いものを①~⑥の中から2つ <u>まで</u>選び、Oをお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑦の空欄箇所に具 体的にご記入下さい。

①法制度のコンプライアンスが確立されている
②排出事業者が安心して仕事を任せられる能力を有している
③情報の公開により周辺住民、地域等に安心感を与えている
④高い事業力、技術力を持っている
⑤人格・能力ともに優れた人材を育て抱えている
⑥廃棄物処理法に基づく優良業者として認定されている
⑦その他(具体的に):別紙参照(64 件)

社会に役立ち信頼される要素として、②排出事業者からの信頼を挙げた者が 31.6%と最 も多く、次いで①コンプライアンスの確立が 21.1%、③情報公開と安心感が 17.2%、④高い 事業力・技術力が 13.0%、⑤人材が 10.7%であり、⑥優良認定は 6.5%であった。優良認定 が社会的信頼につながると考える者は少ないことがわかった。

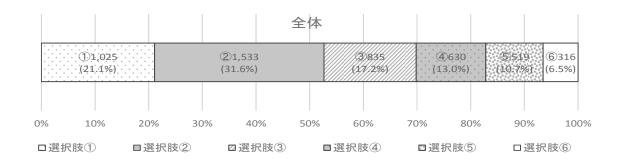
資本金別に見ると、1億円以下([1][2][3])では、②排出事業者からの信頼が30%以上 で最も多いが、1億円以上([4])になると、①コンプライアンスが約28%、②排出事業者 からの信頼が約24%で、資本金規模により、若干差異がみられる。

業務内容別では回答に大きな差異は見られなかった。

また、その他回答の記述をみると、選択肢①~⑥を補足する内容が多く、例えば、②に 関しては「永続的な受け入れができる」、③に関しては「地域との共存共栄の努力」、⑤に 関しては「企業も業界も人材次第」、⑥に関しては「認定だけでは信頼できない。いかに丁 寧に選別し処理するかだ」「認定基準があいまいで統一感に欠ける」などが挙げられていた。

選択肢とは別の内容としては、「顧客に役立つ技術を有し、地域と社会的課題解決に貢献

できる企業」「業界全体の底上げ」「クリーンなイメージで信頼を得られる対策」「業界の透明性」など**〈企業・業界の改善が必要〉**とする意見、「より効率的な処理方法が可能になる ような法制度の改善」「実務に沿った制度の確立」「リサイクル品目を簡単に増やしてほし い」など**〈法制度の改善が必要〉**とする意見、「排出事業所にとって、コンプライアンス、 技術力、優れた人材等は関係なく、安くて適正処理できればどこでもいい」「排出事業者へ の教育」など**〈排出事業者の変革を求める〉**意見などが多くみられた。その他として、「こ の業界に上記選択肢のような理想論は、もはや存在しない」という厳しい意見もあった。



[1]	······(1	1)297 18.6%)		②520 (32.5%)		//// <u>87</u>		④200 (12.5%)	(12.6%	16.60/1
[2]		(<u>1522</u>) (21.4%)		②783 (32.0%		1//////	9413 6.9%	(12.1%)	(10.4%	1/7 20/1
[3]		<u>()115</u>		②1. (30.4			3)81 16.8%	(15.4	0/ \	945 (6)20 .4%) (4.2%)
[4]		(28.3%)		. (22)63 .8%)	111111111111111111111111111111111111111	48 .1%	(20)54 .4%)	(5)15(6)10 (5.7%(8.8%)
	0%	10%	20%	30% 40	50%	60	% 70	0% 80	90% 90	100%
		1	∎②	Z	3	•4		5		16

2/27		\sim	D .1
Ϋ́́		÷	TI
片	~+~	5 /	נית

				未不	穷内谷	ויל				
A	1169			2)246		3130		83	<u>592</u>	662
	(21.6%)		(3	1.5%)		(16.6%)		.6%) (11.8%)	(7.9%)
в	(1)111			<u>2126</u> (28.9%)		382	W/////////////////////////////////////	<u>4</u> 65 (14.9%	53	1 (621 %)(4.8%)
_	(1)13	/	210	. ,		316	-/	48	56	63
С	(21.0%)		(25.8)			(25.8%)		(12.9%)	(9.7%)	
D	1613			2)959		3454		400	5325	6190
	(20.8%)		(3	2.5%)		(15.7%)		3.6%)	(11.0%)	(6.4%)
E	<u></u>		228			321	4	13		66
	(16.8%)		(29.5%)		(22.1%)	(13	.7%)	(11.6%)	(6.3%)
E	<u> </u>		215	,		311	//////	<u>6</u>	54	64
· .	(18.4%)		(30.69	%)		(22,4%)	(12.2%)	(8.2%)	(8.2%)
<u></u>	181		212	7				<u>451</u>	5)46	628
G	(18.9%)		(29.69	%)		(22.4%)		11.9%)	(10.7%)	1 _(6.5%)
0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
口選	択肢①	□選択肢	2 6	3選択肢③		選択肢④	□選	択肢⑤	口選打	尺肢⑥

業務内容別

問4. 産業廃棄物処理業における資源循環の事業を後押しする方策として、次の①~⑧が 考えられます。このうち重要と思われるものを<u>3つまで</u>選び、Oをお付け下さい。ま たその他のご意見がある場合は、⑨の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

①サービス業から脱して独自の業としての確立(日本標準産業分類上も)

②技術管理者等の国家資格の導入

③人材育成に対する公的な支援

④技術開発に対する公的支援の拡大

⑤資源循環のための有利な融資枠拡大

⑥海外展開のための人材育成・情報提供

⑦産業廃棄物処理や資源循環に係る政策形成過程への参画(関連法令等策定に当たって 必ず意見を言える仕組み)

⑧周辺の地域住民等との紛争処理の仕組みづくり

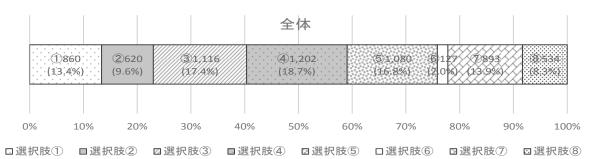
⑨その他(具体的に):別紙参照(108件)

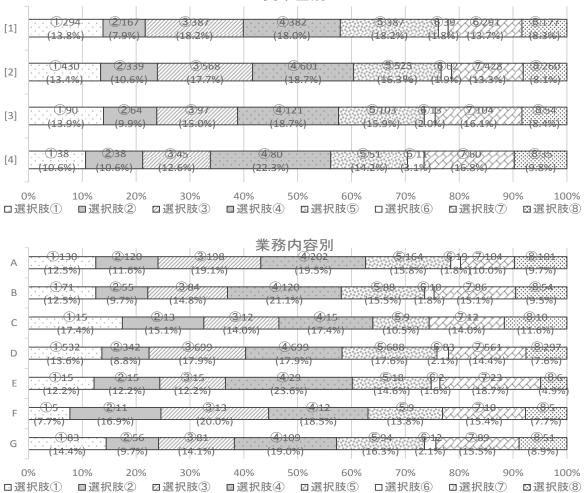
資源循環事業を後押しする方策として、④技術開発への公的支援拡大 18.7%、③人材育成への公的支援 17.4%、⑤有利な融資枠拡大 16.8%の順で挙げられていた。次いで、⑦政策 形成過程への参画 13.9%、①業としての確立 13.4%だった。これまであまり行われてこなか った技術開発への支援や人材育成への支援を求める者が多いことがわかる。

資本金別にみると、5000万円以下([1][2])では全体と同様の傾向にあるが、1億円超 ([4])では、④技術開発への支援拡大が22.3%、⑦政策形成過程への参加を挙げていた。 業務内容別では、多くが④技術開発への支援拡大をトップに挙げていたが、最終処分を 行う企業([C])は、①業の確立も同率トップ、中間処理と最終処分を行う企業([E])で は、③人材育成への支援をトップに挙げていた。最終処分は、他と比較して地域住民との 関係性がより深いことによるものと考えられる。

また、その他回答の記述をみると、選択肢①~⑧を補足する意見として、①に関しては、 「①なくして業の発展は有りえない」「産業として特化することは業態を鑑みて良策とは 思えない」という意見が挙げられたほか、③に関しては「人材確保に公的支援が欲しい」 「従業員確保がますます困難になる」などの意見、④に関しては「先進的技術の情報提供」 「資格ではなく企業の実績の重視」などの意見、⑤に関しては「リサイクルというが、法 が厳しく、リサイクル可能なものでも廃棄せざるを得ない。であれば、設備を整えもっと 素晴らしい資源を作ってみたい」という意見もあった。

選択肢とは別の内容としては、<法制度の改善>と<行政の変革>を求める意見が多く出さ れた。具体的には、<法制度の改善>に関しては、「現状に合った法の整備」「適正価格を維 持できるような法的支援」「再生資源とバージン資源のコスト差を埋める制度の創設」「排 出事業者における廃棄物管理が徹底される方策」「炭素税や産廃税がリサイクルに流れる 社会システム」「産業廃棄物処理の規格化」などの意見があった。また<行政の変革>に関 しては、「申請等手続きの簡略化」「県や市の担当者のプロ化」「排出事業者、処理業者、 行政担当の認識度の違いを埋める情報の共有化」などの意見があった。その他では、<施 設・設備に対する公的支援>として、「資源循環の促進を呼びかけるにもかかわらず市や県 の支援がないのは如何なものか」「中小企業の投資に関する優遇税制は、従来機械装置と 工具器具に限られてきたが、処理施設新設増改造に必要な投資全般に広げてほしい」など の意見、**〈リサイクル品の促進〉**として、「リサイクル製品を使用する義務、強制化、国の 積極的な指針が必要」「リサイクル品の認定及び品質基準の明確化」「市場経済原則にそぐ わないリサイクル品が市場で優位になる方策」などの意見、**〈排出事業者責任の拡大〉**とし て、「排出事業者の意識改革」「排出事業者責任に資源循環を後押しする要綱を盛り込む」 などの意見があった。さらに、「製造業で技術革新(資源循環、CO2 削減、廃棄物削減など) が進むので、私たちは時代の変化に対応できるように努力する必要がある」などの意見も あった。





資本金別

問5.廃棄物処理法や関係法令の改正すべき点として、重要なものはどれですか。①~⑥ のうち、重要と思われるものを<u>2つまで</u>選び、〇をお付け下さい。またその他のご意 見がある場合は、⑦の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

- ①欠格要件における、該当範囲と「取り消さなければならない」とされている規定の見 直し
- ②情報提供をはじめとする排出事業者責任の一層の明確化
- ③優良事業者認定のメリットの充実
- ④能力、技術力のある産業廃棄物処理業者には、再委託を含め、自由裁量で行える業務 範囲の拡大
- ⑤建築基準法第51条ただし書き規定の見直し
- ⑥都道府県等による事前協議や廃棄物処理法の運用の違いの是正
- ⑦その他(具体的に):別紙参照(127件)

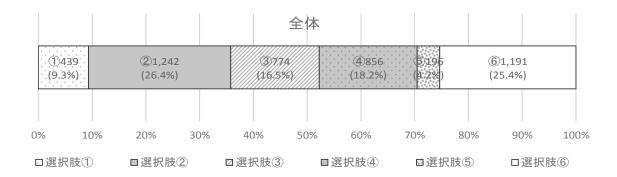
廃棄物処理法等の改正点として、②排出事業者責任の明確化が 26.4%、⑥都道府県による運用の違いの是正が 25.4%で、この 2 点が圧倒的に多かった。次いで、④業務範囲の拡大 18.2%、③優良認定のメリット充実 16.5%となった。

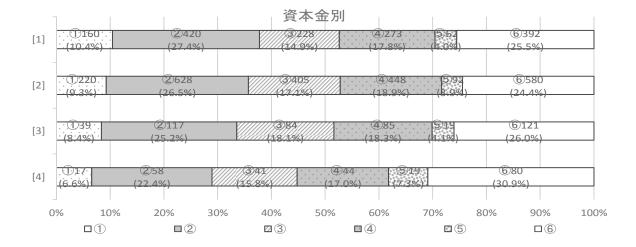
資本金別にみると、5000万円以下([1][2])では全体と同様の傾向であるが、5000万円 超([3][4])になると、⑥都道府県による運用の違いの是正と②排出事業者責任の順位が 入れ替わっており、特に1億円以上([4])では、⑥都道府県による運用の違いの是正を上 げる者が 30%を超えていた。資本金額が多いほど、多くの都道府県にまたがって事業を営 んでいる可能性が高く、そのことからくる回答と考えられる。

業務内容別では、様々な業を行っている者ほど、⑥を挙げる傾向が強くみられたが、これも行政窓口との関係性が深いためと考えられる。

その他回答の記述をみると、選択肢①~⑥を補足する意見が多く、特に⑥都道府県に関 する意見が多く出された。具体的には、「届出、申請書の様式が自治体や担当者により違い が多すぎる。全自治体同一にすべき」「施設整備に厳しすぎる。機材の買い替え等の際の手 続き簡略化」「事前協議の必要性なし」「収集運搬許可は一つの許可で全国運搬できるよう にする」などの意見が多く寄せられた。また①欠格要件については、「厳しすぎる。もっと 一般業種と同様にすべき」という意見が多くみられた。また②排出事業者については、「責 任の罰則強化」「現状の法規制では不足。企業名の公表などすべき」といった意見、③優良 認定については、「本当に優良かどうかの認定が必要」「認定制度の要件のハードルを上げ、 メリットも充実させる」という意見の一方で、「優良認定は必要ない」との意見も見られた。

選択肢とは別の内容として、**〈廃棄物区分〉**として、「一廃・産廃の区分の見直し」を求 める意見が多く出されたほか、「業種指定の撤廃」「廃棄物の種類についての統一見解の明 示」「廃棄物と有価物の区分の明確化」などの意見が挙げられた。また**〈法制度改正〉**とし て、「法制度そのものの見直し」「マニフェスト制の見直し」「各種法律の必要性は理解する が、廃棄物処理法を一番厳しい内容にして、これをクリアすれば全てよしという法律にし てほしい」などの意見が見られた。その他として、**〈再生品〉**について、「再生品の計画的 利用の検討」「リサイクル品の推進」「明確なガイドラインの作成」「リサイクル法と処理法 の矛盾の解消」などの意見もあった。





				1 \1.1		
А	171	2)213	3146	<u></u>	58	6189
	(9.5%)	(28.6%)	(19.6%)	(16.0%)	(1.1%)	(25.3%)
В	137	(2)109	385	483	515	<u>697</u>
	· (8.7%) ·	(25.6%)	(20.0%)	(19.5%)	(3.5%)	(22.8%)
С	17	219	V/////////////////////////////////////	11 (2.5%)	54	613
	(11.9%)	(32.2%)	·	(8.5%)	(6.8%)	(22.0%)
D	1)273	2749	3448		5)132	<u>6</u> 721
	(9.5%)	(26.2%)	(15.7%)	. , ,	4.0%)	(25.2%)
Ε		(225	311	<u>()</u> 22		626
	(6.7%)	(27.8%)	(12.2%)	(24.4%)	· ·	28.9%)
F		C 10	910		<u>6</u> 18 (20.44)	
	(4.3%)	(21.7%) (10.9	, , , ,	(2.2%)	(39.1%)	
G	(8.8%)	(25.10)	359	<u>(17.7%)</u>		6 113
	(8.8%)	(25.1%)	(14.1%)	(17.7%) (7.4	/0)	27.0%)
	0% 10		40% 50%	60% 70		90% 100%
	□選択肢①	□選択肢②	図選択肢③ □	■選択肢④	□選択肢⑤	口選択肢⑥

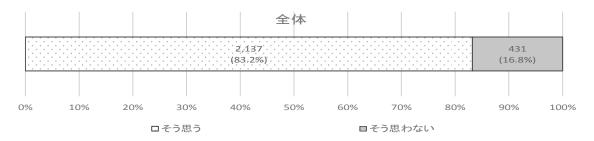
業務内容別

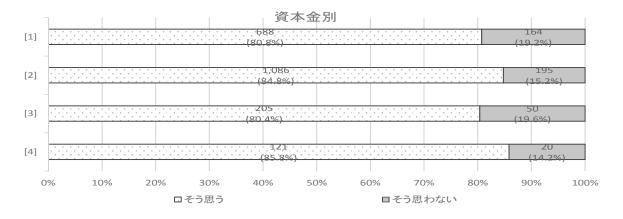
問6. 不適正業者を排除するために、規制の強化もやむなしという意見がありますが、あ なたはどのように思われますか。次のうち、どちらかに〇をお付け下さい。

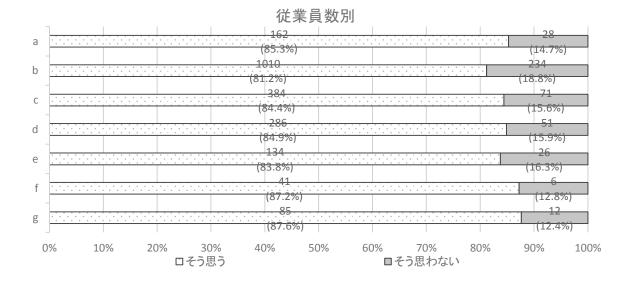
不適正業者に対する規制の強化については、83.2%がやむなしと考えていることが分かった。

資本金別にみると、大差はないものの傾向を見ると、1億円以上([4])では「そう思う」回答率が他の比べて最も高くなっている。

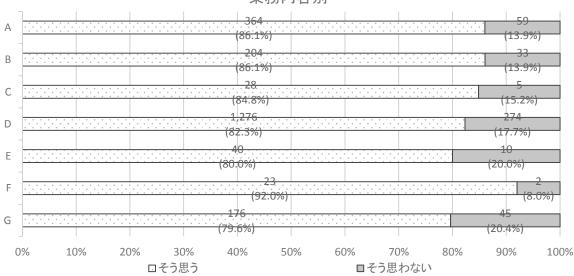
また従業員数 6~30 人以下([b])では、「そう思わない」割合が他と比較して高かった。 規模の小さな企業は規制強化が事業の存続に関わると考えられているためではないか と思われる。







20



業務内容別

問7.次世代の経営者や従業員が希望と誇りをもって、この産業廃棄物処理業界で働き続 けられるようにするために、今、業界全体として何をすべきとお考えですか。ご自由 にお書き下さい。

自由記述数は1,251であったが、一人がいくつもの要素を記述するケースも多くみられた。また、設問とは直接関係しない回答もかなり見られた。

これらを大きく(1)自社・業界内関連、(2)法律・役所関連、(3)外部との連携等 その他に分け、さらにいくつかの項目ごとに分類した。以下、(1)(2)(3)毎に、記述 内容として数の多かった項目を順にあげ、項目の中でも記述の多かった内容について順に 掲載する。

(1) 自社·業界内関連

自社・業界内関連の記述として最も多かったのは、業界のイメージアップに関すること と人材の確保・資質の向上・教育に関することであった。次いで、資源循環に関すること、 社内環境の整備・改善に関すること、地位向上とレベルアップに関すること、自らの意識 改革に関すること、業としての確立や業界名称に関することの順であった。

①業界のイメージアップについて

<業界のイメージアップ>を求める意見が多く見られた。具体的には「ダークな業界イメ ージを払拭する」「クリーンなイメージを伝える」「企業からは無駄な出費、一般からはダ ークなイメージだが、正しく分別することにより大きな資源になる事をわかってほしい」 「あくまで環境を守る重要な産業であるというイメージの向上」「今後、産廃を原材料にし た製品の開発を行い、自社が変革する姿を顧客や社会から評価される様に、情報発信力を 高め「ブランド」に変えていかなければならない」「10 年先を見越した新技術の樹立と業 界イメージの一新」などの意見が挙げられた。

その方策として、<TV、メディア等での PR>が有効とする意見が多く出された。具体的に

は、「産廃業の必要性、社会的使命を新聞、TVCM、インターネット、TV ドラマ、アニメ、 映画を活用して PR」「優良業者の紹介」「今後の各企業の努力と、それを支援する行政の応 援が期待される(AC 公共広告機構の CM によるイメージアップとそれを可能にする陳情活 動が重要)」という意見があった。また、**〈普及啓発〉**として、「地域住民と密接な関係を保 ち、社会見学として工場をアピールするような素晴らしい会社にする」「リサイクルや廃棄 物の処分でどのように資源が活用されているか、もっと一般の人々に知ってもらうことが 大事」という意見も見られた。

②教育・人材の確保等について

教育や人材に関する意見もイメージアップ同様に多く見られた。その中でも、特に**<教** 育の実施>に関する意見が多く、具体的には、「各社内における人材育成や教育等の支援を 確立する制度や補助があれば良い」「関係者が循環型社会の構築を自らが担っているという 意識を持ち、学習、教育していくことが必要」「魅力ある企業、業界創りのための人材育成 の仕組作りとネットワークの構築」「若手経営者向けの意見交換会の場を設ける。または次 世代経営者の成功例の情報提供」「資源の重要性、自然とのかかわり等の講習会(勉強会) を1~2回/年無料開催するなど、講習会等の資料を無償配布等、会員企業に対し、地道 な努力が必要」などの意見があった。また、人材の確保が困難な状況を反映して、<人材 の確保>が重要とする意見も多く、具体的には、「廃棄物処理業=住民の敵・環境破壊では なく、あくまでも環境を守るための重要な産業であるというイメージの向上なくして優良 な社員は集まらない」「自社のことばかりではなく、業界としての発展を願うために世代交 代は必要。10 年先を考えられる経営者のつながり」「まずは若い人達の働き所として認め てから、次に外人の確保を考える」「資格者の導入、育成を重視し、会社にとっても必要な 人材であることを明確にする」「求職者支援団体等で、廃棄物処理業向けのプログラムを取 り入れ、人材を紹介頂ければ、人材の確保もしやすくなり、就職後も実務にスムーズに溶 け込み、継続して働き続けられる」などの意見が見られた。これに関連して、く賃金・福 利厚生など労働条件の改善>に関する意見も多く見られた。具体的には、「福利厚生の充実 と金銭面の待遇改善」を望む声が多く、「職場の労働環境を快適に整え、生産性を高める努 力を労使共に継続的に行うことで会社の収益を高め、従業員の賃金を高め、永く続く会社 と永く働ける雇用形態を作り上げることで、技術の畜積ある伝統ある企業を建設する」な どの意見があった。さらに、**<資質の向上>**として、「業界全体の経営者のレベルや資質向 上が不可欠」「社員個々の質の向上」「一般の企業と同様になること。人の面では基本がで きてないので一般常識を必要とする」「経営者には、道徳哲学が必要」などの意見があった。

③資源循環

次世代のために資源循環の推進が重要とする意見も多くあった。そのうち、**〈資源循環** に関する技術力の向上〉が必要とする意見が最も多く、具体的には「技術開発に対する公 的支援が必要」「技術開発(再成率 100%)をめざす」「産学官と連携し、より環境負荷の 少ない処理技術について研究・開発を行う」「リサイクル技術等の開発をもっと容易にでき る環境を整備し、中小企業にも技術力を活かした経営を行えるようにしてほしい」「リサイ クルを行いやすい制度の見直しや、リサイクルを行う上での技術向上を目的とした研修会

を設けることが必要」「高度なリサイクル技術を確立。汎用施設化し、安価に産業廃棄物処 理業界へ供給」「産業廃棄物処理のプロとして、リサイクルする方が有益なものと、処分す る方が有益なもののサビ分けができることが重要。その線引きが行えるような技術力、情 報力の向上と体制づくり」という意見があった。その反面、「所謂、業界というものに、自 社の将来のために期待を持っている人は、ほとんどいないと思われる。革新的な技術やノ ウハウは各社共、門外不出であり、やはり自主的な研鑽を積むことに尽きるのではないか」 との意見もあった。また、**<リサイクル率向上>**として、「できる限りの再資源化を目指す」 「有益な資源廃棄物をリサイクルしようとすると、コストが合わなくなるので、コスト的 に見合うようにするシステム作り」「限りなくリサイクルをする努力をするための設備投資 に対する行政の協力(補助費、許可)が必要」「最終処分量を限りなくゼロに近づけ、資源の 再利用リサイクルに最大限努め、日本産業界一番の原材料供給源となり、日本を支えて行 き、廃棄物処理従事者の生活水準のレベルアップを目指す」「業界の枠組みに縛られないで、 エネルギーや製造とのリンクを積極的に行い、高効率な資源化等を目指す」などの意見が あった。さらに、**<資源循環の推進>**として、「「ゴミ屋」からの脱出!静脈産業ではなく、 付加価値ある産業への認識」「国を挙げて産業廃棄物業の地位の向上。環境事業としての社 会的位置づけ」「本当の資源循環を目指すべき。資源化すると言って物を集め、実際は資源 化できない等、見せかけの資源化が非常に多い。廃棄物ではなく、本当にもう一度製造の 原料になる等資源としてしっかり取り組めるよう責任のある事業を」「廃棄物処理=資源循 環事業が成りたつような製造業との兼ね合いでゴミの概念を変える」などの意見があった。

④社内環境の整備・改善

これについても多くの意見が寄せられた。**〈社内環境の整備・ハードの改善**〉として、「職 場環境の近代化」「3K産業と言われる職場環境、イメージの改善」「傷害が多い作業内容 を減らす」「廃棄物処理に伴う作業環境が著しく悪い。重労働や建屋内作業の場合、夏期作 業は熱中症などなりやすい。希望と誇りを持つためには、事業所の環境整備が必要であり、 そのための設備投資が出来る仕組みを作らなければならない」などの意見があった。また **〈法令遵守〉**として、「産業廃棄物処理業が法令を順守することは当然のこと」という意見 が多かったものの、「業界全体が廃棄物の適正処理、及びコンプライアンス面を順守できる 様な仕組み作り」を求める意見もあった。

その他、**〈健全な運営〉**として、「まずは業界としての健全化を考えなければならない」「安定した仕事量/資金力が必要」とする意見、**〈企業規模〉**として、「競争激化により、技術力・経営力の優れた大手業者のみが残っていくようになる。我々中小業者も生き残れる支援をお願いしたい」「中小規模の事業者が多すぎて、産業として成立していない。合併や資本の受け入れなどにより規模の拡大、業者数減少を進めないと、不毛なダンピング、既得権益者としての縄張りなどが横行したままになる」などの意見もあった。

⑤地位向上とレベルアップ

業界の社会的地位を上げレベルアップすることが将来のために必要とする意見も見られた。具体的には、「リサイクル等中間処理・収運・最終処分など、本業の健全な運営ができることを前提に、社会貢献など社会的地位の向上に努力することが大事」「品格の形成。ま

だまだ産廃業者ということだけで人間性を疑われるような傾向がやや残る。それを除去す るには簡単なこと、例えば挨拶、見だしなみをしっかりというような当り前のことを確立 させることが必要」「国の環境対策の中で重要な役割をなす業界であることから、環境業と しての位置付けを行い、若者が参加できる内容の構築を目指す」「淘汰も必要であり、しっ かりとした企業が生き残る仕組み」「業界としては未成熟なので安全、作業等マニュアルの 確立を充実し段階的成長を図る」などの意見があった。

⑥自らの意識改革

将来の為には自らの意識改革が必要との意見も見られた。具体的には、「廃棄物のリサイ クル、資源化を進めることによって、産業廃棄物処理業が社会の循環の一翼を担っている という自覚と誇りが持てるようになれればと思う」「経営者はもちろんのこと、従業員一人 ひとりに至るまでの意識向上」「経営環境が激変する中での課題としてリスクマネジメント の重要性が叫ばれている昨今、この廃棄物処理は避けては通れない道である。誇りを持っ て事業推進して行きたい」などの意見があった。

⑦業としての確立と業界名称の変更

全体数としてはさほど多くなかったが、「サービス業から脱して独自の業としての確立 する必要がある。廃棄物処理業は製造や人の生活の中に必ず搬出される物で、独自の業と しては何ら問題のない業種。早く独自の業として認められ、業界の信用度の向上と、業界 全体の資質向上に努めていかなければならない」「資源循環会社(業界)として製造業・エ ネルギー産業と同等の地位を確立するべき」などの意見が多く見られた。

また名称については、「環境創造事業」「地球循環事業」「資源循環業」等、循環型社会の形成の一翼を担っているというポジティブなイメージが湧く名称に変更してほしいとの 意見が見られた。

(2)法律·役所関連

法律や役所関係についての記述のうち、廃棄物処理法やその規制・許可等に関する記述 が圧倒的に多く、次いで処理価格に関すること、行政の対応に関すること、排出事業者に 関すること、全体的な法律整備に関すること、リサイクル製品に関すること、処理施設に 関すること、廃棄物区分に関することの順で多かった。

①廃棄物処理法、規制・許可等について

最も多かった意見は、**〈不適正業者の取り締まり強化と排除〉**に関するもので、「真面目 な適正業者が不利益を被るケースが非常に多いことから、監視網を強化し、不適正業者を 排除し適正業者だけが残る仕組みが必要」との意見が圧倒的に多くみられた。

また「法を含めた規制緩和。他の業種に比べて罰則が厳しすぎ」「罰則ばかりでは希望 も誇りも持てない」「法規制を強化するだけでなく自由裁量をもう少し認めないと、資源循 環を進める上で海外に追いつけない」など**〈法を含めた規制緩和が必要〉**との意見も多くみ られた。一方数としては緩和より少ないものの「間違った規制強化は考え直す必要がある が、規制強化は進めた方がいい」という**〈規制強化〉**の意見も見られた。 許可についてもいくつかの意見があった。<許可の厳格化>として、「どの様な者にも許可を交付しているので不適正業者が横行する」「処理業の許可基準を高く設定し不適格な事業者の参入を予防する」という意見の一方、「廃棄物の種類により収集・運搬の許可を持たない運送業者でも運搬できるようにする」「中間処理に関し、許可制度を緩和してほしい」など<許可の緩和> を求める意見、そして<許認可の適正、公平性>を求める意見もあった。

<優良産廃業者の優遇>については、再委託の解禁、営業窓口業務を行う企業を中心としたグループ化、審査優遇などを求める意見があった。

<欠格要件>に関しては、見直しを求める意見が多くみられたが、実施の厳格化を求める 意見もあった。

廃棄物処理法自体に関しても、「現時点の運用状況ではどうしてもグレーな部分が出る。 業種指定品目の対応などの点を払拭しなければ、ほんの一部の処理業者を除き、いつまで も一つの産業として認知されにくい状況にある」「廃棄物処理は、世の中で必須の事業活動 であるにも関わらず、処理業者任せの状態である。事業者だけでは対応できない部分につ いては、解決するための公的な仕組みづくりが必要。例えば、最終処分場が欠乏しない様 に、公的な機関が最終処分場を計画的に設置する等」という意見や、「許認可の権限をすべ ての産廃、一廃処理業の権限を一元的に管理する」という意見も見られた。

規制緩和や許認可については様々な意見があったが、次世代のために、不適正業者の取 り締まりは緊急の課題として多くの人が挙げていた。

②処理価格の適正化について

<処理価格の適正化>を求める意見も多く見られた。具体的には、「無意味な価格競争を なくすため適切価格を決め、適正処理に努める」という意見が圧倒的に多く、「品質ごとの 最低処理単価を決める」という意見も多く見られた。その他、「製造業者が製造時に処理コ ストを上乗せするなど、製造物の処理責任を製造者が負う」「過度な価格競争は互いに消耗 する。しかし話し合いは法に触れる恐れもあり悩ましい」「排出側に相応の処理費負担をお 願いできる仕組み作りが必要」「収集・処分は県が許可を出しているのだから最後までチェ ックすべき」「大企業の参入で価格が下げられてしまう」「誇りをもって従事するよう教育 してきたが、安値の前には何も効果なし」という意見もあった。処理価格の適正化は、自 社のみでは困難であるが、少なくとも業界としての取組が期待されていることが伺える。

③行政対応について

〈行政手続きの迅速化、簡素化〉と〈行政対応の統一化〉を求める意見が多く出された。また、「行政との意見交換などの連携」「行政は指導という立場ではなく、アドバイスできるような組織づくり」「公正公平な立場での立ち入り調査」を期待する意見や、「環境省、各自治体担当者に対して、前向き、健全な経済性に富む廃棄物対策」「担当者のプロ化」を望む意見も見られた。

④排出事業者について

排出事業者に対しても多くの意見が挙げられた。特に、**〈排出事業者の意識向上とその** ための教育〉に対する意見が最も多く、次いで、**〈排出事業者の責任の拡大〉**として「処理 業者にばかり責任を押し付けて、厳しい法律を適正に守り、価格の値下げばかりでは未来 がない」「廃棄物処理に関する適正ランク付けが必要」という意見もあった。一方、**〈排出** 事業者との対等な関係作り>についても「排出事業者は下請けに頼らず自ら処理業者との 対話が必要」などの意見があった。

⑤法律整備について

「長いスパンで考え健全な方向への改正が必要」「資源循環社会の構築、リサイクル定義の明確化など法の整備が必要」「零細・中小企業がほとんどだが、処理技術や回収スキームは国際的にみても非常に高いクオリティなので、日本の産廃業界が世界をリードする、あるいは、世界基準となるような政策を目指すことが将来的発展に繋がる」など、中長期的かつグローバルな視点からの法整備を期待する意見が見られた。また地方特性を考慮した法整備を求める意見もあった。

⑥リサイクル製品について

くリサイクル製品の推奨と価格の安定化>を求める意見が最も多く、具体的には、「分別は忍耐のいる仕事でみんなが楽しくやるには製品を売るしかない。売れるしくみを作らないといくら分別してもダメ」という意見も見られた。またくリサイクル品質基準の明確化>が必要とする意見も多く見られ、「産廃を重要な資源ととらえ、リサイクル化など明確な指針を公にする」という意見もあった。さらにく安定的なリサイクルルート確立>に関する意見も見られた。

⑦処理施設について

将来の業界のために、**〈最終処分場の安定確保〉**を求める意見や**〈処理施設のイメージア** ップ〉が必要との意見、各県市や業界が共同で最終処分場を設置する案も見られた。

⑧廃棄物区分について

「事業系一廃を全て産廃にすべし」という意見や「一廃と産廃の区分を見直し広く廃棄 物処理を適正に行えるようにする」が多くみられるなど、区分の撤廃または見直しが必要 との意見が挙げられていた。

(3) 外部との連携など

次世代の業界のために、「連携が必要」という意見も多く見られた。特に、普及啓発が重 要とする記述が最も多く、次いで、資格制度の必要性、業界内外との連携の必要性、情報 公開についての記述もあった。その他、助成等支援の必要性、社会貢献、反社会組織の排 除、海外対策、さらに連合会への意見も見られた。

①普及啓発の必要性

<一般市民への普及啓発>として、「産廃に関する知識や経験が学べるような講習など、 業者だけでなく住民も含めた産廃についての意識向上とそのための普及啓発」が必要とす る意見が最も多く、<学校での教育>として、「小・中・高の教育段階で、業界の意義・概 要を伝える」ことが大切とする意見も多く見られた。その他、「資源循環がなぜ必要なのか? 社会に対して説明する努力が必要。教育にも取り入れ、義務と責任ある人間形成も視野に 入れ、廃棄物は社会全体の問題として中長期的に取り組む必要有り」という意見もあった。

②資格制度の創設

次世代の業界のために、「管理等技術者国家資格の導入等で社会からより良い認識を得る」 として**〈国家資格の導入〉**を求める意見が多く出された他、「現行の技術士だけでなく、事 務処理や重機運転、プラント操作にも資格を」といった**〈資格制度の細分化〉**、「業界ロー ドマップを作成し、業に関わる資格を国家資格まで引き上げ、プロフェッショナルな業界 にすること」「今後の産廃業界は、知識、資格、資源循環的ノウハウを兼ね備えた企業が生 き残れる」という意見もあった。

③業界内外との連携

「業界全体で良くコミュニケーションを取り、良いことは続け、悪いことは改善し、働きやすいようにする。」など**〈業界内の連携強化が必要〉**とする意見が多く挙げられた他、 排出事業者との連携など**〈動脈産業との連携強化〉〈行政との連携強化〉**が必要とする意見 も多くあった。さらにトラック業界や「メーカー、流通、小売といった他業種との連携に よる業界のあり方をつくるべき」という意見や「適正処理、リサイクルが豊かな社会を形 成している意味を、他業界にアピールするべき」という意見も見られた。

④情報公開について

「業界の透明性を高めるために積極的情報公開が必要」という意見が多く見られた。また「どの様な廃棄物がどのような処理で、どのようなエネルギー資源に役立っているかな ど多種多様な処理を明確化すべき」「魅力ある業界として、行政や排出事業者だけでなく、 社会に向けての情報発信を継続」という外部に向けた情報発信に加えて、各事業者への情 報提供を求める意見も見られた。

⑤支援·補助·助成等

「技術開発、特にリサイクル・リデュースに関する助成・支援の強化」「人材と技術に関 する支援制度」を求める意見が多く出された他、施設整備や運搬車両に対する補助制度を 求める意見が見られた。「廃棄物処理業は、なくてはならない事業ながら、全般的には企業 の体力は脆弱な業界。よって、安定的な収益が確保でき、従業員の士気を高める処遇と、 処理設備の高度化や周辺環境の保全に資する投資が可能な体力をつける必要があります。 そのためには、金融、税制面での政策的誘導が不可欠」との意見もあった。

⑥社会貢献·奉仕

「個々の企業も適正処理は元より、事業に根ざした社会貢献活動を積極的に行い、その 地域に広く優良企業として、認知される努力をすることを前提にし、個々企業において足 りないところを補う仕組みが必要」など、地域貢献が重要との意見もあった。 ⑦反社会的組織の排除

「反社会的勢力とつながりのある業者がまだたくさんあり、その業者が価格競争等に大きな影響を与えている。法とは何か?と考えさせられるし、業界のイメージダウンにつながり迷惑だ。」など、反社会的組織の排除を求める意見も見られた。

⑧海外

「世界的な廃棄物処理についての統一資格制度や規準を作るための組織化が必要。産廃 =環境問題の解決の一端と位置づけて、世界共通の舞台が必要」「海外展開。処理業を軸と しつつ、資源循環、リサイクル方向への業務範囲の拡大」という積極的意見が見られた。

⑨産業廃棄物連合会への期待

次世代の業界のために、連合会への期待・要望も、数は少ないものの寄せられた。主な 意見は次の通りである。

- ・ 収支改善を図るため、処理料金の統一化、公示化を徹底すべき。格安処理料業者の排除を協会主導で行い、地域格差をなくすようにすべきで、協会の強力な指導をお願いしたい。
- ・ 全産廃連が窓口となり、許認可の受け付けを代行すべき(各県協会?)
- 政治連盟の組織(発言力)強化。青年部への支援強化。
- ・ 少子高齢化がかなりのスピードで進んでいることは、全員の方が承知してます。数の カ⇔中身の力のバランスを取りながら、特に若者に関心を持たせるような、持っても らえるような、業界推進、発展を期待申し上げます。
- ・ 収運・処分業者の許可業者は、県協会に全員加入してもらい、各保健所等の懇談会に
 出席してもらい、正しい処理に努めてもらう。
- 業界のイメージアップにつながるテレビ、ラジオでのCM。協会への加入促進。
- ・ 青年部で行っているCO2マイナス活動やCSR活動等、業界の将来を見据えて「こうあるべき」という活動を業界全体で推進し、それに参加する各社のレベルアップを図る。結局のところ各社がレベルアップしなければ、今後の厳しい経済環境の中で各社が発展することもできないし、社員も希望や誇りを持つことはできない。
- 連合会は1本でまとまっているというが、地方ではまだまとまっていない。地区内での指導方をお願い致します。名前だけの「砕石業組合」だけではダメ。
- 所謂、業界というものに、自社の将来のために期待を持っている人は、ほとんどいないと思われる。業界=各協会とすれば、その意味は、情報収集のために参加していることにある。革新的な技術やノウハウは各社共、門外不出であり、やはり自主的な研鑽を積むことに尽きるのではないか?
- 連合会等で、我々小さな会社にもメリットのある構造改革をしてほしい。
- 次世代の従業員(若手職員や学生など)をイメージし、この業界に対して魅力ややり がいを感じられるようにするために、業界全体としてすべきことについて記述しても らえば良いと思います。
- ・ 収運から中間処理、最終処分まで全てを行い、かつ、最終処分を主体とした企業は資金力も名声も高い……これらの企業から産廃協会の役員が出ている。一方で、収運主

体の小企業は、資金力も能力もない……協会の役員にもなっていない。したがって、 協会役員から地域協議会……連合会と上に行くほど発言力が強いので、その意見が産 廃業界全体の意見のごとく出てくる。そこには小企業の意見はほとんどない。業界の 中での大手企業、中企業、小企業から役員が出て連合会も業界を網羅する組織体にし ないと業界の発展はない。連合会は大手企業だけのものではない。

- ・ 若年者の雇用確保によって、産業廃棄物についての知識、法令を学ぶための技術講習の拡大をお願いします。
- ・ 産業廃棄物処理業の範囲は非常に広いが、業界全体で将来の在り方を検討する必要を 強く感じる。個別の創意・工夫は、各社で行っていると思うが、業界全体の纏まった 方向付けは非常に難しいことである。

問8.現行の廃棄物処理法には業の振興の妨げになっている様々な規制があるとのご意見 や、資源循環を含め今後の産業廃棄物処理業の健全な発展を目指すべきというご意見 などを踏まえ、現在、連合会では新たな制度の創設や廃棄物処理法の改正などについ て議論しています。今のところ大きく下記の考え方の方向が提案されていますが、あ なたはどの方向が望ましいとお考えですか。お考えに最も近いものを<u>1つだけ</u>選び、 Oをお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、④の空欄箇所に具体的にご記 入下さい。

なお、業の振興のイメージとしては、問4の①~⑥を参考にして下さい。

①廃棄物処理法の改正を行い、その中に業の振興のための制度を入れるのがよい

②廃棄物処理法は適宜見直すが、その他に新たに業の振興のための制度を盛り込んだ別の法律を制定する方がよい

③今のままでよい

④その他(具体的に):別紙参照(124件)

②別の法律制定が望ましいと考える者が48.0%、①廃棄物処理法等改正が36.2%であり、
 ③「今のままでよい」は15.8%であった。

資本金別にみると、資本金額が少ないほど、②と①の比率の差が他と比較して少なく、 5000万円超~1億円以下([3])で②別の法律制定を望む割合が最も高かった。

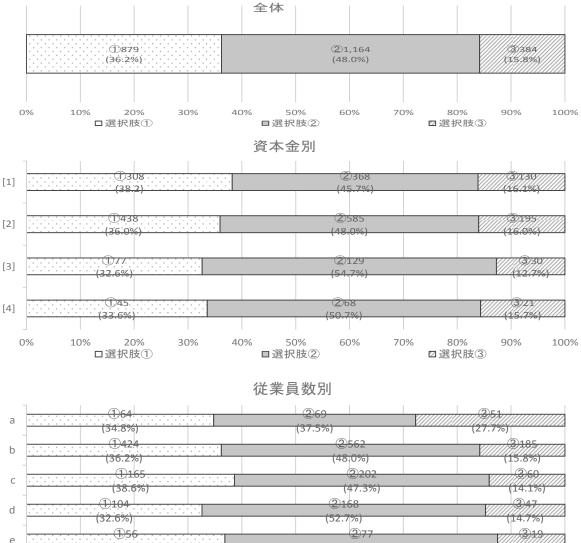
従業員別では、5人以下([a])の小規模企業では「今のままでよい」が他と比較して高い割合を占めていた。法律改正についていくことが困難な状況が伺える。

業務内容別では、収集・運搬・最終処分([E])を行う者は、①廃棄物処理法等の改正 を望む割合が最も高く、他とは異なる回答傾向を示した。中間処理を行う者ほどには資源 循環と直接関わりのない業態であるためと考えられる。

その他回答の記述を見ると、選択肢を補足する内容が多くみられた。①廃棄物処理法改 正と振興策については、〈現行法の見直し〉に対する意見が多く、具体的には、「シンプル な法体系にするなど抜本的改正」「処理法の緩和」「リサイクル困難物が多くなっているな ど、現状に合った法改正」「適正処理への配慮と共に、経済合理性や商業上の常識への配 慮も忘れずバランスよく」などが挙げられた。また〈一廃と産廃〉に関して、「一廃・産廃 を見直さなければ業界の未来は見えてこない」「事業系一廃は全て産廃に」「一廃、産廃の 垣根を低く」などの意見、〈地域間格差〉に関して、「環境省から都道府県への指導を統一 してほしい」などの意見、〈不適正処理業者〉に関しては、「静脈産業の負担とコストのバ ランスが壊れているから、不適正処理が何度も繰り返している」「無許可業者への罰則が 非常に緩い」などの意見が挙げられた。

また②新たな振興法については、**〈法制度〉**として、「省庁の調整に時間が採られない制 度」「現行の"産廃だけ"という考えで行ったら、どんな振興制度を作っても同じ。持続 可能社会支援サービスとして、作る、使う、資源化、処理に柔軟かつ横断的に関わる革新 が必要」「固執された組織での法改正であれば、周りの法律に何らかの問題が生じる。関 係する全ての省庁との法改正が必要」「振興は自然発生的でよい。作業者に至るまで資格 要件を義務付け、徹底した区分けを付け、正規業者の格付けアップを図る」「リサイクル に関する新しい法整備が必要」「地域から必要とされるような新制度」「既に業者が飽和状態なので、新規参入や継続要件を厳しく」などの意見が挙げられた。

③に関しては、「改正の速度が速すぎ、なかなか浸透しない」という意見が寄せられた。 その他として、「短期的な議員立法に頼るのではなく、省庁が意見を的確に汲み上げら れるような人的交流から始めるべき」「悪貨が良貨を駆逐する風潮がなくなる制度なら形 は問わない」「再生処理技術の向上を促す制度が必要」「大手が強くなるだけでなく、小規 模企業の負担にならないように」「法制度で全ては解決できないが、健全な発展を目指す 制度なら大賛成」「基本的に省資源の再利用外で廃棄物という中身を少なくしていく政策 を」「規制強化もいいが、必要な許可は業界育成のためにも出してほしい」など意見が挙 げられた。



(36.8%) (50.7%) (12.5%) 221 (1)21 34 f (45.7%) (45.7%)(8.7% 250 (1)34 3) g (36.6%) 19.7% (53.8%)

 0%
 10%
 20%
 30%
 40%
 50%
 60%
 70%
 80%
 90%
 100%

 □選択肢①
 ■選択肢②
 ☑選択肢③

業務内容別

<u>.</u>	2)185	370
A (34.6%)	(47.4%)	(17.9%)
	2107	343
B		
	(49.1%)	(19.7%)
C (1)12	213	37
(37.5%)	(40.6%)	(21.9%)
D	2719	3217
(36.8%)	(48.5%)	(14.7)
123		
E (48.9%)	(40.4%)	(10.6%)
(D)5	212	36
F (21.7%)	(52.2%)	(26.1%)
	299	220
G (38.6%)	(47.1%)	
(58.0%)	(47.170)	(14.3%)
0% 10% 20% 30%	40% 50% 60% 70%	80% 90% 100%
口選択肢①	□選択肢②	図選択肢③

資料 7

建設業法及び運送業法の許可と許可取得に必要な資格

〇建設業

1. 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、<u>その業種ごとに</u>建設業の許可が必要。ただし、工事 1件の請負金額が次のものについては、許可が不要とされている。

- ・建設工事ー式工事 1,500 万円に満たない工事または延床面積が 150 mに満 たない木造住宅工事
- ・その他の工事 500万円に満たない工事

上記の金額は、いずれも消費税を含み、注文者が材料を支給する場合はその材料費も含める。

2. 許可業種(28業種)

ſ	· 土木一式工事(土)	電気工事(電)	板金工事(板)	電気通信工事(通)
	建築一式工事(建)	管 工 事(管)	ガラス工事(ガ)	造園工事(園)
	大工工事(大)	タイル・れんが・ブロック工事(タ)	塗装工事(塗)	さく井工事(井)
	左官工事(左)	鋼構造物工事(鋼)	防水工事(防)	建具工事(具)
	とび・北・コンクリート江事(と)	鉄筋工事(筋)	内装仕上工事(内)	水道施設工事(水)
	石 工 事(石)	ほ 装 工 事(ほ)	機戒器具設置工事(機)	消防施設工事(消)
L	屋根工事(屋)	しゅんせつ工事(しゅ)	熱絶縁工事(絶)	清掃施設工事(清)

工事の内容等については、別紙・資料1参照。 なお、先般の建設業法の改正により新設された解体工事業については次ページの

とおりである。

く解体工事業新設の概要>

建設業法が平成26年6月4日に改正公布され、その日から2年以内で政令で定 める日から次のとおり施行される。

【改正内容】

現行、「とび・土工工事業」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、許可に係る 業種区分に「解体工事業」を追加する。

【経過措置】

施行日以後に解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となるが、経過措置が設けられ、施行の際すでにとび・土工工事業の許可をもって解体工事業を営んでいる建設業者については、施行日から3年間は、解体工事業の許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができることとされている。

また、この間、当該建設業者は、とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の 配置でも解体工事の施工が可能とされている。この経過措置期間の経過後に、解体 工事業を営む場合においては、解体工事業の許可が必要となり、解体工事を施工す るに当たっては、<u>建設業法第26条に基づき解体工事に係る技術者(現在、国で資</u> 格要件の詳細を検討中)の配置が必要となる。

更に、解体工事業の許可の取得に当たっては、施行日前のとび・土工工事業に係 る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経 験とみなす旨の経過措置も設けられている。

3. 許可の種類

軽微な工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下 請を問わず「一般建設業」の許可を受けなければならない。ただし、発注者から直 接工事を請け負い、かつ 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上を 下請契約して工事を施工する者は、「特定建設業」の許可を受けなければならない。 許可要件のうち、人的要件の主な事項は次のとおりである。

-般建設業の許可及び許可要件(人的要件)

ー般建設業は、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)未満までしか下請け に出すことができない。ただし、自社の請負額に制限はない。

(1)経営業務の管理責任者

建設業の経営を管理した経験のある人が必要です。法人の場合は常勤の役員、 個人の場合は代表者又は登記された支配人のうち、次のいずれかの要件を備え ている者がいることが必要。

- 許可を受けようとする業種に関し、5年以上、経営業務の管理責任者としての経験(※1)を有すること。
- ※1 具体的には、その業種を営業していた法人の常勤の役員(取締役・理事等)、個人事業主、 令3条の使用人(支店長等従たる営業所の代表者、個人事業主の支配人等)の経験が必要。 契約書原本又は注文書原本及び請書の写しで請負工事実績があることを立証する必要が ある。
 - ② 許可を受けようとする業種以外の業種に関し、7年以上、経営業務管理責任 者としての経験(※1)を有すること。
 - ③ 許可を受けようとする業種に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、次のいずれかの経験を有すること。
 - ア 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役 から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として 5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験
 - イ 7年以上経営業務を補佐した経験(※2)
- ※2 具体的には、法人の場合には、取締役等の役員に次ぐ地位であって経営業務を補佐した 経験のあること。個人事業主の場合には、事業主を補佐していた親族(事業専従者及びそ れに準じる者に限る)で経営業務を管理した経験のあること。
- ※ 法人の役員、令3条の使用人などの常勤確認は、原則として社会保険の加入状況により行っている。
- (2) 専任技術者

営業所ごとに建設工事の施工に関して、次のいずれかの要件を満たす常勤の 技術者を置いていることが必要。

- 1 土木施工管理技士、建築士、技能士等一定の国家資格を有すること。(別紙・ 資料2参照)
- ② 許可を受けようとする業種に関して、学校教育法による高等学校を卒業した

後5年以上又は、同法による大学(短期大学を含みます)もしくは高等専門 学校を卒業した後3年以上の実務経験を有する者で、在学中に所定の学科を 修了していること。(別紙・資料3参照)

③許可を受けようとする業種について10年以上の実務経験があること。
※②と③は、契約書の原本または注文書の原本及び請書の写して、請負工事実績があること
及び現場での施工に従事した経験または発注に当たって設計技術者として設計に従事した
経験を立証する必要がある。

特定建設業の許可及び許可要件(人的要件)

発注者から直接請け負う建設工事につき、下請代金の額(その工事に係る下請契約が2以上あるときは、その総額)が、

- ・建築工事業・・・4,500 万円以上
- その他の工事業・・・3,000 万円以上

となる下請契約を締結して施工する場合は、特に適正な建設工事の施工を確保し、 あわせて下請け業者の保護を図るため、特定建設業の許可が必要(金額はいずれも 消費税を含む額。また、元請負人が提供する材料等の価格は含めない)。

特定建設業の許可には、一般建設業の許可の基準に加え、次の基準に適している ことが必要である。

(1) 一級相当の専任技術者の設置

許可を受ける営業所ごとに、次のいずれかに該当する専任技術者を置く必要 がある。

①指定建設業(土、建、電、管、鋼、ほ、園)の場合

ー級の国家資格者又は技術士(別紙・資料2参照)、一級相当と大臣が認定 した者

- 指定建設業以外の業種の場合
 - ア 一級の国家資格者、技術士(別紙・資料2参照)
 - イ 一般建設業の専任技術者となる資格要件を満たす者で、許可を受けよう とする業種について、発注者から直接請け負う工事の請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関して、2年以上指導監督的な実務の経験を 有する者

4. 知事許可と大臣許可

- ・知事許可 同一の都道府県内にのみ営業所(建設業を営むための常設の事務所)
- ・大臣許可 複数の都道府県に営業所

5. その他の資格等

例)解体工事の作業において必要と考えられる資格等(解体工事施工技士除く)

①重機の運転 車両系建設機械免許

②足場の設置 足場の組立て等作業主任者

③木造家屋の解体 木造建築物の組立て等作業主任者

④ガスによる鉄筋などの切断 ガス溶接作業者

⑤ユニック等での吊り上げ 小型移動式クレーンと玉掛作業者

〇貨物自動車運送事業法

- 1.許可の種類(貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業を除く)及び要件(人的要件)
 - ①一般貨物 他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車および二 輪の自動車を除く)を使用して貨物を運送する事業であって、特定 貨物自動車運送事業以外のもの。
 - ②特定貨物 特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する 事業。

許可要件(人的要件)

- (1) 運行管理者
- ① 運行管理者の業務

運行管理者の職務は『道路運送法』、『貨物自動車運送事業法』に基づいて、事 業用自動車の運転者の乗務割の作成、休憩・睡眠施設の保守管理、運転者の指 導監督、点呼による運転者の疲労・健康状態等の把握や安全運行の指示など、 事業用自動車の運行の安全を確保するための業務を行う。また、自動車運送事 業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、一定の数以上の事業用自動車を有 している営業所ごとに、一定の人数以上の運行管理者を選任しなくてはならな い。運行管理者は、複数の営業所の運行管理者を兼務することはできない。

② 運行管理者になるには

次の2つの方法がある。

- ア.運行管理者試験に合格する。
 試験実施機関:公益財団法人運行管理者試験センター
 試験の受験資格は次のいずれかに該当する者。
 - ・事業用自動車(事業の種別は問わない)の運行の管理に関し1年以上の実務経験を有する者。
 - ・国土交通大臣の認定する講習機関が行う基礎講習を受けることで、1 年以 上の実務経験に代えることができる。
- イ.事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について一定の実務の経験 その他の要件を備える。

取得しようとする運行管理者資格者証の種類(一般乗合旅客、一般貸切旅客、 一般乗用旅客、特定旅客、貨物)ごとに、それぞれに応じた種別の自動車運送 事業(貨物軽自動車運送事業を除く)の事業用自動車の運行の管理に関し5年 以上の実務の経験を有し、その間に運行の管理に関する講習を5回以上受講し ていること等の要件がある。運行の管理に関する講習として、独立行政法人自 動車事故対策機構が行う基礎講習及び一般講習が認定されており、5回以上の 講習のうち、少なくとも1回は基礎講習を受講している必要がある。

③ 出題範囲及び合格基準

a.貨物自動車運送事業法関係 (8)

- b.道路運送車両法関係 (4)
- c.道路交通法関係 (5)

d.労働基準法関係 (6)

e.その他運行管理者の業務に関し、必要な実務上の知識及び能力 (7)

- *原則として、総得点が満点の60%(30 問中 18 問)以上であること。 *a~dの出題分野ごとに正解が1 問以上であり、e については正解が2 問以上 であること。
- (2) <u>整備管理者</u>

別紙

「建設	工事の種類」、「建設工事の内容」、	建設工事の例示 及び 許可莱種の)区分」
建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	許可業種の区分
建設業法 別(表第一(上欄)	昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設業法 別表第一(下欄)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改 造又は解体する工事を含む。)		土木工事業
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(補修、改造又 は解体する工事を含む。)		建築工事業
大工工事	木村の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取 付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	大工工事業
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付 け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工 事、洗い出し工事	左官工事業
		とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の場重運搬配置工 事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック振付け工事、工作物解 体工事	
Lef in a built	ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事		
とび・土工・コンウリート工 事業	ハ) 土砂等の提削、盛上げ、綿固め等を行う工事 、 コンクリートにより工作物を築造する工事	ハン 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ハン コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工	とび・土工工事業
	-/	<u>□ □ / </u> 事、ブレストレストコンクリート工事	1
	その他基礎的ないしは準備的工事	地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留 ホ) め工事、仮給切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工 事、外構工事、はつり工事	
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は 積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	石工事業
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	屋根工事業
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備 (非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備 工事、ネオン装置工事	電気工事業
管工事	冷硬房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は会属製等 の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する 工事	冷湿房設備工事、冷漠冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給持水・給湯設 領工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、 ガス曾配管工事、ダクト工事、曾内更生工事	管工事業
タイル・れんが・プロック工 事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれ んが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイ ル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事	タイル・れんが・プロックエ 事業
鋼構造物工事	形領、鋼板等の鎖材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋柴工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、 屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	娟構造物工事業
鉄筋工事	極錫等の鎖材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	鉄筋工事業
ほ装工事	(道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により) ほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤 変造工事	ほ装工事業
しゆんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゆんせつ工事	しゆんせつ工事業
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を 取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	板金工事業
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	ガラス工事業
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、浴射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鍋構造物塗装工 事、路面環示工事	塗装工事業
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工 事、シート防水工事、注入防水工事	防水工事業
内装仕上工事	★本材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふずま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリアエ事、天井仕上工事、堅張り工事、内装間仕切り工事、床仕上 工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付 ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集座機器設 置工事、給排気機器設置工事、操排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、 遊戯施設設置工事、斜台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工 事	機械器具設置工事業
熟維織工事	工作物又は工作物の設備を熟絶縁する工事	冷寝房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の 熟絶雑工事	熟絶繰工事業
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等 の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機構設置工事、放送機械設置工事、空中 線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除 設備工事	電気通信工事業
造園工事業	整地、樹木の植裁、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を 整造する工事	植栽工事、地栽工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工 事、[累路工事、水景工事、屋上等林化工事	造園工事業
さく井工事	さく井樓械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う 揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉規削工事、井戸築造工事、さ く孔工事、石油協削工事、天然ガス協削工事、揚水設備工事	さく井工事業
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付 け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け 工事、ふずま工事	建具工事業
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、紀水等の施設を築造する工事 又は公共下水道若しくは流域下水道の処理没備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	水道施設工事業
消防施設工事	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置 し、又は工作物に取付ける工事	歴内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水債募、泡、不燃性ガ ス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力 消防ボンプ設置工事、火災報知設備工事、減電火災業報機設置工事、非常 警報設備工事、金属製避難はしご、救助扱、緩降機、避難梧又は排煙設備 の設置工事	消防施設工事業
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	清掃施設工事業

「建設工事の種類」、「建設工事の内容」、「建設工事の例示」及び「許可業種の区分」

建設業許可取得のために必要な資格一覧

	=+-	<u></u>	₹I*	01													〔 裕			47	10	10						05	0.0	07	
根拠法令 (証明書等)		可業種及び業種 等級	資格	01 土木 一式	02 建築 一式	+-	04 左官	05 とび・ 土工	06 石	07 屋根	08 電気	09 管	10 タイ ル	11 鋼構 造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅん せつ	15 板金	16 ガラ ス	17 塗装	18 防水	19 内装	20 機械 器具	21 熱 絶縁	22 電気 通信	23 造園	24 さく 井	25 建具	26 水道 歩恐	27 消防 施設	28 清掃
(証明書寺)	建設機械施工技士	1級	⊐–ド 11	- <u>1</u>	- <u>1</u>			Ξ⊥ ©			_		π	垣彻		•	5.2		~			ᅚェ	奋只	把称	進1言		#		施設	施設	胞設
	(1種~6種)	2級	12	0				0								0											\square			\square	
		1級 2級	13 14	•	-	-		© 0	© 0					•	-	•	0			0							\vdash	├──	© 0	\vdash	
	土木施工管理技士	(土木) 2級		F																0							⊢	├──		┝──┦	
		<u>(鋼構造物塗</u> 2級	15		-	-									_					0							\vdash	<u> </u>	\vdash	⊢	
7. T - T - H - L -		(<u>薬液注入</u>) 1級	16 20			0	0	0	0	O			0	•	0			O	0	Ø	0	Ø		O			\vdash	O	$\left - \right $	$\mid \mid \mid$	
建設業法		2級	21		0																			•							
(技術検定 合格証明書)	建築施工管理技士	(建築) 2級	22			0		0					0	0	0														$\left \right $	\vdash	
		(躯体) 2級	23			0	0		0	0			0					0	0	0	0	0		0				0	$\left \right $	\vdash	
-		(仕上げ) 1級	27			-	-		-	-	•		-					-	-	-	-	-		-			\vdash	-	$\left \right $	\vdash	
	电风工争他工官理技工	2級	28								0																		\square		
	管工事施工管理技士	1級 2級	29 30																								\vdash	<u> </u>	$\left \right $	\vdash	
	造園施工管理技士	1級	33																							•					
		2級 1級	34 37			0				O			0	•								O				0	\vdash	├──	\vdash	┝─┥	
建築士法 (免許証)	建築士	2級	38		0	Ő				Õ			Õ									Õ									
()011112/	建設·総合技術監理(3	木造	39 41	•		0		0			•					•	0									•	\vdash	<u> </u>	\vdash	$\mid \mid \mid$	
	建設「鋼構造及びコンクリー		42					0			•			•		•	0									•			$\left \right $	\square	
	総合技術監理(建設「鋼構造物及) 農業「農業土木」	びコンクリート」)				-			-	-					-	-	L.	-									\vdash	├──	\vdash	┢──┤	
ŀ	総合技術監理(農業「農業		43	•		L	<u> </u>	0	<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>									\vdash	⊢	\square		
	電気電子/総合技術監理(電 機械・総合技術監理(想		44 45			⊢	-	<u> </u>	\vdash	-	•				-		-	-					0		0		\vdash	├──	\vdash	$\left - \right $	
	機械「流体工学」又は「熱工	学」	46									•											O						\square		
技術士法	総合技術監理(機械「流体エ学」) 上下水道・総合技術監理(」		47			E	L	E	L			•						L	E		E		H	_				E	Ø		E
(登録証)	上下水道「上水道及び工業」 総合技術監理(上下水道「上水道及	用水道」	48									•															O		0		
<u></u> *1	水産土木「水産土木」	J	49	•				0									0		-		-							1	\vdash		-
	総合技術監理(水産土木「オ 森林「林業」・総合技術監理(家		50	Ľ	-	-	-											-								•	\vdash	<u> </u>	$\left - \right $	$\mid \mid \mid$	
	森林「森林土木」 総合技術監理(素	森林「森林土木」)	51	•				0																		•					
	衛生工学·総合技術監理(衛 衛生工学「水質管理」		52		-	-						•			_												\vdash	<u> </u>		⊢	
	総合技術監理(衛生工学「オ	k質管理」)	53									•															\vdash		Ø	\square	
	衛生工学「廃棄物管理 総合技術監理(衛生工学「廃		54									٠																	Ø		O
電気工事士法	電気工事士	1種	55								0																\square	\square	\square	\square	
 (免状) 電気事業法 		2種	56								Ж2																\vdash		\square	\square	
(免状)	電気主任技術者	1種~3種	58								○ ※ 3																\vdash		\square	\square	
電気通信事業法 (免状)	電気通信主任技術者	伝送交換·線路	§ 59																						○ ※3						
水道法 (免状)	給水装置工事主任技	1	65									○ ※4																		\square	
消防法 (免状)	消防設備士	甲種 乙種	68 69		-												-										\vdash	├──	$\left - \right $	0	
	建築大工		71			0																									
	型枠施工 左官		64 72		-	0	0	0																			\vdash	<u> </u>	$\left - \right $	┝──┦	
-	とび(エ)・コンクリート圧;	送施工	73					0																						\square	
	ウェルポイント施工		66					0																					\square		
-	石工·石材施工·石積 建築板金(内外装板金作		80		-	-			0																		\vdash	-	$\left \right $	⊢┤	
	板金(工)(建築板金作)	業)	84							0								0									\vdash	<u> </u>	$\left - \right $	$\mid \mid \mid$	
	板金(工)・打出し板: かわらぶき・スレート旅		85 86			⊢	-	-		0			-		-			0	-		-							<u> </u>	\vdash		-
	工場板金		83															0									\square	\square			
-	建築板金(ダクト板金作 空気調和設備配管・		70 74			-			<u> </u>	0		0			-		-	0	-		-						⊢	├──	\vdash	┢──┤	-
-	冷凍空気調和機器施: 給排水衛生設備配	I	74							-		0																├──	\vdash	┢──┦	
THE ALL .	配管(工)(建築配管作		76									0																			
職業能力 開発促進法	タイル張り(エ) 築炉(エ)・れんが積。	Ъ	77 78			-	<u> </u>	<u> </u>	\vdash				0		-		\vdash	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		\vdash				<u> </u>	┣─	\vdash	⊢−∣	<u> </u>
<旧職業訓練法>	ブロック建築(エ)・ コンクリート積みブロック		79						0				0																\square		
(技能検定 会換証書)	鉄工(製かん作業)・		81											0					-		-							1	\vdash		-
合格証書) ※5	鉄工(構造物鉄工作業)・ 鉄筋組立・鉄筋施工(鉄筋施工)	図作成作業)	82			⊢	-	-	\vdash				-		0			-										<u> </u>	\vdash	$ \square$	
ŀ	+(鉄筋組み立て作業)<両方 ガラス施工	「が必要>	87			-									Ĕ		-		0								<u> </u>	├──	\vdash	⊢−∣	
-	塗装(工)·木工塗装((I)	88						1								L			0											
	建築塗装(工) 金属塗装(工)		89 90		H	【右省	144.5	区分】	7— K						$\left \right $		-			0							\vdash	\vdash	\square	\square	
			90 91					弓別			技術	诸一	覧表	長)、桟	ŧ		L	L	L	0	L	L		_	L			L	\vdash	\square	L
ļ	路面標示施工		67					専任												0	~						\square	\square	\square		
ŀ	防水施工 置製作・畳工		97 92		_			家資格 格区:									-	-			0	0	\vdash				\vdash	├──	\vdash	$\left - \right $	
		井仕上施工・ (工)	93			ます。			- 10													0							\square		
	床住上施工·表装·表具 熱絶縁施工	()	94		\vdash		1	1	1	1			-	-	1			-				۲, T		0			\square	<u> </u>	\vdash	┢──┤	
			96																							0					
	造園				1	1	1						L		L			L							L		0			\vdash	
•	キ〉ち	以作作成)。	98																								1 1	-	1 1		
	さく井 建具製作・建具エ・木エ(建具 カーテンウォール施エ・サッ	シ施工	98 95																									0			
2.0.14	さく井 建具製作・建具工・木工(建具製	シ施工						 ₩4																			 ₩4	0			
その他 (免状)	さく井 建具製作・建具エ・木エ(建具 カーテンウォール施エ・サッ	シ施工	95									0 ※4															○ ※4	0			

●指定建設業(網掛け部分)でも特定許可を取得できる
 ◎ 特定許可も取得できる
 ○ 特定許可も取得できる
 ○ 特定許可も取得できる
 ○ 第定計可も取得できる
 ○ 第定2種電気工事主の場合、資格取得後3年間の実務経験が必要です(実務経験証明書の添付が必要)。
 3 電気主任技術者の場合、資格取得後3年間(電気量信主任技術者も同様)の実務経験が必要です(〃)。
 4 給水装置工事主任技術者、地すべり防止工事士、建築設備士、1級計装士の場合、資格取得後1年間(の実務経験が必要です(〃)。
 5 職業能力開発促進法による技能検定のうち「2級」資格取得後1年間(平成16年4月以降の合格の場合には3年)の実務経験が必要です(〃)。

(1) 実務経験、大臣認定等で営業所の専任技術者になることができる場合

指定された免許・資格を有している場合(前ページ記載)以外でも次の要件に該当する場合は、建設業許可に必要な専任技術者になることができます。

建設業法該当条文	専任技術者 有資格区分コード	内容
第7条2号イ	01	高等学校、中等教育学校又は高等専門学校・大学(短期大学を含みます)の専門課程を修了した後、 5年(高校・中等教育学校の場合)または3年(高専・短大・大学の場合)以上の建設工事施工に従事し た経験を有する者
第7条2号口	02	<u>10年以上</u> の建設工事施工に従事した経験を有する者
第15条2号ハ	03	国土交通大臣が第15条2号イに該当する有資格者と同等以上の能力があると特別に認定した者
第15条2号ハ	04	国土交通大臣が第15条2号ロに該当する有資格者と同等以上の能力があると特別に認定した者 (ほとんど認定事例はありません)

(2) 実務経験期間の確認について

実務経験で許可を取得しようとするときは、実務経験証明書(様式第9号。p64の記載例参照)又は監理技術者資格者証 により実務経験を証明する必要があります。実務経験証明書の場合には所定の期間分その工事実務に従事したことが判る だけの工事数を記載してください。1枚では足りない場合には複数枚の作成が必要です。

なお、この期間はひとつの業種について必要な年数であり、<u>同一期間に複数の業種を並行して計上することはできませ</u> <u>ん</u>ので注意してください。

実務経験証明書に記載した工事については、申請書又は届出書の受理後、別途実施される調査の際に契約書(原本)又は 注文書(原本)及び請書(写)を提示していただいて工事内容の確認を行うことになります。これらが揃わないときは、実務 を経験したことの証明ができないことになりますので、専任技術者になることはできません。

(3) 実務経験期間を短縮できる指定学科

高校等の学歴をもって実務経験期間の短縮を受けられるのは、業種ごとに指定された学科を修了していることが必要で、その内容は下記の表のとおりです。

建設工事の種類 /指定学科	土木工学	都市工学	衛生工学	交通工学	建築学	電気工学	電気通信工学	機械工学	林学	鉱山 学
土木一式	0	0	0	0						
建築一式		0			0					
大工		0			0					
左官	0				0					
とび・土工・ コンクリート	0				0					
石	0				0					
屋根	0				0					
						0	0			
管	0	0	0		0			0		
タイル・	0									
れんが・ ブロック	0				0					
	0				0			0		
鉄筋	0				0			0		
舗装	Ō	0	0	0						
しゅんせつ	Ō							0		
板金					0			0		
ガラス		0			0					
塗装	0				0					
防水	0				0					
内装仕上		0			0					
機械器具設置					0	0		0		
熱絶縁	0				0			0		
電気通信		-				0	0			
造園	0	0			0			-	0	
さく井	0		0					0		0
建具					0			0		
水道施設	0	0	0		0			0		└───┨
消防施設					0	0		0		└───┨
清掃施設	0	0	0		0			0		

この表で「土木工学」には、農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地または造園に関する学科を含みます。 また、指定学科は、ここに掲げる学科と同一名称でなくとも、その内容又は実態がここに掲げる学科と同程度のものであれば 構いません。

整備管理者制度の概要

1. 整備管理者とは

一定台数以上のバス、大型トラック又は事業用自動車を使用する自動車の使用者 は、その使用の本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な 権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させ なければなりません。

2. 整備管理者の選任が必要な自動車使用者

整備管理者の選任が必要な使用の本拠は、次表のとおりです。

事業の種類	自動車の種類	選任が必要となる台 数(使用の本拠ごと)
事業用	Oバス (乗車定員11人以上の自動 車)	1台以上
(貨物軽自動車運送事業用自動車を除く。)	〇トラック、タクシー (乗車定員10人以下の自動 車)	5台以上
	〇バス (乗車定員11人以上の自動	乗車定員30人以上 の自動車の場合は1 台以上
自家用	(朱平定員「「八以上の日勤 車)	乗車定員11人以上 29人以下の自動車 の場合は2台以上
	〇大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	5台以上
	Oバス (乗車定員11人以上の自動 車)	1 台以上
レンタカー	〇大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	5 台以上
	〇その他の自動車	10台以上
貨物軽自動車運送事業用 自動車	〇軽自動車又は小型二輪自動車	10台以上

3. 整備管理者の資格要件

整備管理者として選任するためには、次のいずれかの資格要件を満たすことが 必要です。

資格要件
(1) 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関する2年以上の実務経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること
(2) 一級、二級または三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること

注1:資格要件(1)の実務経験等の解釈

- (1)「整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車」とは、
 - ① 二輪自動車以外
 - ② 二輪自動車
 - の2種類です。
- (2)「点検又は整備に関する実務経験」とは、以下のものをいいます。
 - 整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験(工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に技術上の指導監督的な業務の経験を含む。)
 - ② 自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験
- (3)「整備の管理に関する実務経験」とは、以下のものをいいます。
 - 整備管理者の経験
 - ② 整備管理者の補助者(代務者)として車両管理業務を行った経験
 - ③ 整備責任者として車両管理業務を行った経験

注2:資格要件(1)の地方運輸局長の行う研修を修了した者とは

「地方運輸局長の行う研修を修了した者」とは、運輸支局毎に実施している「整 備管理者選任前研修」を受講・修了した方をいいます。

なお、資格要件(2)の自動車整備士技能検定の合格者は、選任前研修の修了の 必要はありません。

4. 選任届出

整備管理者の選任届出にあたっては、届出書及び次の添付書面が必要です。

- ① 資格要件のいずれかに該当することを証する書面
 - ・資格要件(1)の方・・実務経験証明書及び選任前研修修了証明書(写) ・資格要件(2)の方・・自動車整備士技能検定合格証書等(写)
- ② 道路運送車両法第53条に基づく解任命令により解任され、2年を経過しない者でないことを信じさせるに足る書面
- ③ 整備管理規程(提示)
- 注:自家用自動車の整備管理者を外部委嘱する場合には、上記の書面のほか、同意 書、委託契約書(写)などが必要となります。

詳しくは、最寄りの運輸支局(整備部門)へお問い合わせ下さい。

物流経営士資格認定制度

公益社団法人 全日本トラック協会ホームページ http://www.jta.or.jp/shikaku/keieishi/seido.html

1. 制度創設の目的

トラック運送事業の健全な発展のため、事業に関する知識及び技能の向上を図り、以て トラック運送事業の経営に携わる方々の資質の向上に資することを目的に、平成10年より創設されました。

2. 資格制度実施の概要

- 全日本トラック協会は「物流経営士資格認定講座実施規程」(講座の実施運営方法)及び 「標準カリキュラム」(講座において最低限履修が必要な必須科目)を定め公表します。
- ② 資格認定講座を実施しようとする都道府県トラック協会等の団体は、全日本トラック 協会が定める「物流経営士資格認定講座実施規程」及び「標準カリキュラム」に準拠 した「講座実施規程」及び「講習カリキュラム」を 策定し、「物流経営士資格認定講 座実施機関」として全日本トラック協会の承認を受けます。
- ③ 「物流経営士」の資格を取得しようとされる方は、前記②の承認を受けた 資格認定講 座実施機関にて物流経営士資格認定講座を受講し、試験を受験します。
- ④ 前記②で承認を受けた団体は物流経営士資格認定講座受講修了者を対象に 試験を実施し、その合格者名を全日本トラック協会に通知します。
- ⑤ 全日本トラック協会会長は、通知を受けた試験合格者に対し「物流経営士」の資格を 付与します。

3. 物流経営士資格認定講座実施機関

上記2. にある全日本トラック協会の承認を受けた「物流経営士資格認定講座実施機関」 は、現在以下の2団体です。

一般社団法人東京都トラック協会

東京都新宿区四谷3-1-8

TEL. 03 - 3359 - 4137

一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
 愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127
 TEL. 0561-36-1010

※「物流経営士」資格を取得されたい方は、上記2団体にお問い合わせいただき、物流経 営士資格認定講座を受講して下さい。

なお、受講資格は次のとおりです。

① 都道府県トラック協会に加盟する会員企業に所属され、貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業又は物流部門に関連する業務に2年程度の実務経験を有する方

② 資格認定講座実施機関等が前号に準ずると認めた方

一般社団法人東京トラック協会による受講案内

http://www.totokyo.or.jp/archives/4823

募集人員	3 2 名
<u> </u>	
	(一社)東京都トラック協会の会員事業者の役員、又はその社員で、経営
	管理職の経験3年以上の方。もしくはこれに準じる方。及び、関東トラッ
受講資格	ク協会傘下の各県トラック協会会員事業者の役員、又はその社員で経営管
	理職の経験3年以上の方。もしくはこれに準じる方。
	その他特に会長が認めた方。
	期間:
	平成26年8月18日(月)より平成26年9月30日(火)まで
	申込先:
	募集パンフレット付属の受講申込書(PDFファイル)に必要事項を記載
申込手続き	
	し教育研修部あて申込
	(その他の方は直接教育研修部へ)
	※募集パンフレットは支部にも配布してあります。
가게 사장 분위 명명	概ね10ヶ月、平成26年10月22日~平成27年8月5日
研修期間	修了式は平成27年9月2日
授業時間	総計145時間
	(1) 東ト協会員及びその社員: 35万円(消費税込み)
	(2)関東各県トラック協会会員及びその社員:35万円(消費税込み)
受講料	(3)その他: 40万円(消費
	税込み)
授業予定日	一般講義
時間・場所	日時:

	原則として毎週水曜日 13時30分~17時45分
	講師の都合により、曜日、時間変更の場合有り
	場所:
	東卜総合会館 6階研修室他
	合宿研修
	第1回:
	11月初旬/第2回 6月 (1泊2日)
	場所:
	I P C 生産性国際交流センター
	神奈川県葉山町湘南国際村
	企業見学
	日時:
	5月 9時~17時
	場所:
	物流先進企業(場所未定)
	ビジネスデータ処理
	3日間 10時~17時
	(入門編1回 技術編2回)
	※ <u>年間時間割及び、カリキュラム(PDFファイル)</u>
問い合わせ先	一般社団法人 東京都トラック協会
住所	160-0004 東京都新宿区四谷 3-1-8
TEL	03-3359-4137
FAX	03-3359-6020

物流技術管理士資格認定講座

出典 公益社団法人 日本ロジスティックスシステム協会 http://www.logistics.or.jp/education/clm.html#clm2

●物流技術管理士とは

複数の物流業務を全体最適の視点から管理し、物流品質の向上や効率化策を実践する管理者や、分析的な手法から物流現場を改善する 施策を立案し、実行計画を推進するリーダー等の「物流・ロジスティクスのスペシャリスト」=「物流技術管理士」です。 【物流技術管理士の要件】

①物造・ロジスティクスの全領域にわたる専門知識や管理技術を有し、実務で活かすことができる。
 ②現状を把握し、ありたい姿(目標)を描き、そのギャップから問題発見、解決すべき課題を設定することができる。
 ③課題を解決するための方策を立案し、関係者の理解を得て、協力しながら、実行することができ、さらにその効果を評価することができる。
 ④全体最適を志向し、幅広い視点で改善策や新たなサービスを企画することができる。
 ⑤社内外の関係者や顧客に対し、提案、提言ができる。

▶企業における物流技術管理士の役割

荷主企業(製造業、洗通業) ・QCD(益見、コスト、制約)の数点から豊速な物 流ネットワークを設計することができる。 ・自社内の関係部門や告社と連携し、物流コスト制 減や在津の建立化を推進できる。 ・貫車採購書(FFP)を作成し、物洗実務の委託先 (パートナー)の激定、評価ができる。

物流企業(物流子会社、物流事業者) ・ QCD (益質、コスト、納用)に係る定量的な価値 を用いて、物洗剤を管理することができる。 ・ 会は最適の洗剤を管理することができる。 ・ 資生主要の物洗実都を達切に分析し、問題点を把 面したうえて、通知な品質・コストを描まえたソ リューションをなま、置な品質・コストを描まえたソ リューションをなま、置なる目、コストを描まえたソ その他(情報システム業、人材派遣業等)

・コスト和減や品質向上等、要害主要の物況・ロジ スティクスにおけるニーズに防護に対応した製品 やサービスを提供することができる。
・要害主要の物況・ロジスティクスの実態を分析し、 問題解決につなびる熟菓において、新たなサービ スや製品を主面・開発をすることができる。

資格認定について

○出席要件について:全講義日数18日のうち、14日以上出席すること。

○レポートについて:前期・後期2回の受講レポートを提出すること。

〇試験について : ③客観試験・②論文試験・③面接試験それぞれの得点が合格基準点(6割以上)を満たし、総合 得点が60点以上であること。

①客奴試験

客観試験とは、講座で学んだ内容の習熟度を測るために実施する筆記試験です。前期・後期の2回に分けて実施さ れます。試験問題は、講義で学習したポイントとなる内容を中心に、正誤問題、選択問題、穴埋め問題、計算問題等 の形式で出題されます。

②論文試験

講座で学んだ内容を活用しながら、5,000字~6,000字の論文を作成します。論文のテーマは自身の業務や企業におけ る改善や改革に関するものとなります。物流・ロジスティクスの全般知識に加えて、第三者の理解を得るための論理力や 文章作成力が問われます。また開催期ごとに、優れた論文を優秀論文と認定し、表彰を行なっています。

③面接試験

作成した論文の内容について、第一線で活躍されている企業人、学識経験者、コンサルタントの方々で構成される物流 技術管理士専門委員会の委員2名との面接試験を行ないます。面接試験では、自身の作成した論文を第三者へ的確に説 明し、質問に分かりやすく回答するプレゼンテーション能力が問われるとともに、質疑応答を通じて講義内容を詰まえた 物流・ロジスティクスの理解度が確認されます。

【各試験の配点(括弧内は合格基準点)】



 出典 公益社団法人 日本ロジスティックスシステム協会 ははに、//www.logistics.or.jp/education/clm.html#clm2 は数の物流業務を全体最適の現点から管理し、物流品質の向上や効率化策を実践する管理者や、分析的な手法から物流現場を改善する 能養立案し、実行計画を推進するリーダー等の「物流・ロジスティクスのスペシャリスト」目「物流技術管理上」です。 (例流技術管理主の受件 (別水を把握し、もりたい姿(目標)を描き、そのギャップから問題発見、解決すべき課題を設定することができる。 (別水を把握し、もりたい姿(目標)を描き、そのギャップから問題発見、解決すべき課題を設定することができる。 (別水を把握し、もりたい袋(目標)を描き、そのギャップから問題発見、解決すべき課題を設定することができる。 (別水を把握し、もりたい袋(目標)を描き、そのギャップから問題発見、解決すべき課題を設定することができる。 (別水を把握し、地震を加まい) 臨系者の理解を得て、協力しながら、実行することができる。 (別本のの関係者や顕客に対し、提案、提言ができる。 (副主ができる。 (別はからい関係者や顕者に対し、提案、提言ができる。 (別はのの関係者や顕客に対し、提案、提言ができる。 (副主のの目標) 本価素の理解を得て、協力しながら、実行することができる。 (別はのの関係者や顕客に対し、提案、提言ができる。 (副主の化 (副主の、他) たきにその効果を評価することができる。 (副主の) (個属、コスト・納明) に最いる (記述案: 131) (記述書を記述) (記述 コスト・納明) に最のごを読べ書 (記述 第本) M の (記述 コスト 納明) に最のごを説が (記述 コスト 納明) に最のごをができる。 (の) (高度、コスト 納明) に最のご者的注意。 (の) (高度、コスト 納明) に最のごを読者: 132) - 13(1) にも定義の注意報に取り (の) (高度、コスト 納明) に最のごをができる。 (の) (高度、コスト 納明) に最いできまままでの) (1) (品にたきまままの)(1) (品にたきいま (語を注意の加またもの) (1) (品語にないま (語を定意の加またもの) (1) (品にた) (1) (品語にない - 1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
--

物流技術管理士資格認定講座

1 mil	資格認定について	5	ע						
00	〇出席要件について:全講義日数18日のうち、14日以上出席すること〇レポートについて:前期・後期2回の受講レポートを提出すること。	全講 前期 ·	島日数18日のうち、 後期2回の受講し	14E パー	のうち、14日以上出席すること。 の受講レポートを提出すること。	0			
	〇試験について:	1)客観	見試験・②論文試験	€ · ③	①客観試験・②論文試験・③面接試験それぞれの得点が合格基準点(6割以上)を満たし、	り得点	が合格基準点(6	割以	上)を満たし、総合
		得点力	得点が60点以上であること。	ŝ					
13	①客観試験								
	客観試験とは、講	座で与	ドんだ内容の習熟度	きを測	講座で学んだ内容の習熟度を測るために実施する筆記試験です。前期・後期の2回に分けて実施さ	筆記計	験です。前期・後	期の	2回に分けて実施。
t	れます。試験問題は、	に開	長で学習したポイン	、トと	講義で学習したポイントとなる内容を中心に、正誤問題、	三三三	問題、選択問題、穴埋め問題、	穴埋?	め問題、計算問題等
0	の形式で出題されます。	90							
2	2論文試験								
	講座で学んだ内容を活用しながら、	を活用		}~6,	5,000字~6,000字の論文を作成します。論文のテーマは自身の業務や企業におけ	5 L#-	す。論文のテーマは	は自身	の業務や企業におい
140	る改善や改革に関するものとなります	5 20	となります。物流・	トロシ	。物流・ロジスティクスの全般知識に加えて、第三者の理解を得るための論理力や	に調に	加えて、第三者の現	里解を	得るための論理力や
n	文章作成力が問われます。また開催期ごとに、優れた論文を優秀論文と認定し、表彰を行なっています。	t d °	また開催期ごとに、	優れ	た論文を優秀論文と	認定	し、表彰を行なって	キリン	9 °
3)Ē	③面接試験								
	作成した論文の内容について、第一	いい	いて、第一線で活	躍され	線で活躍されている企業人、学識経験者、コンサルタントの方々で構成される物流	跪経験	者、コンサルタン	トの方	々で構成される物泳
++-	技術管理士専門委員会の委員2名との面接試験を行ないます。面接試験では、自身の作成した論文を第三者へ的確に説	会の残	5員2名との面接試	験を	「ないます。面接 試	験でし	よ、自身の作成した	しませ	を第三者へ的確に言
Ш	明し、質問に分かりやすく回答するプ	>\$4	回答するプレゼン	シート	レゼンテーション能力が問われるとともに、質疑応答を通じて講義内容を踏まえた	いた	もに、質疑応答を追	通じて	講義内容を踏まえけ
₩	物流・ロジスティクスの理解度が確認されます。 【各試験の配点 (括弧内は合格基準点)】	の理	解度が確認されま? 合格基準点)】	ot					
	客観試験		論文試験		面接試験		減点		総合得点
	前期・後期合計 30点満点 (18点以上)	+	40点満点 (24点以上)	+	30点満点 (18点以上)	I	 ①欠席減点 ②受講レポート 提出遅延減点 	II	100点満点 (60点以上)